

# LPガス 事業団広報

2023.9.15 No.225

一般財団法人  
全国LPガス保安共済事業団

# LPガスの安全・安心は期限管理から

『LPガス安心サポート推進運動』を支援しております。

## 供給機器の交換期限

保安確保機器	年数	
	(I類)	(II類)
調整器	10年	7年
高圧ホース	10年	7年
低圧ホース	10年	7年
ガスメーター（法定検満期間）	7年・10年	

液石法告示第121号第5条「期限管理」に基づく。

マイコンメーターの検定有効期間は  
7年または10年

圧力調整器・高圧ホース・低圧ホース  
の交換期限は7年または10年



期限表示シール(例)



製品には、このような期限表示シールが貼付されております。

# JLIA

一般社団法人  
日本エルピーガス供給機器工業会

〒105-0004 東京都港区新橋5-20-4 (新虎サウスビル3F)

TEL 03-5777-1974 FAX 03-5777-1985

# 広報 No.225 目次

1. 経済産業省からの通知文書等……………	1
○液化石油ガス法の確保及び取引の適正化に関する法律の改正について (令和5年6月16日公布、公布日から起算し1年以内の政令で定める日から施行)……	2
2. 参考資料	
高压ガス保安協会ポスター「令和5年度高压ガス保安活動促進週間」……………	10
3. 連載 LPガス保安優良事業者を訪ねて	
熊谷燃料住設株式会社(宮城県登米市)……………	12
有限会社西本屋(広島県広島市)……………	16
4. 令和4年「LPガスの漏えい等による事故」の発生状況 (経済産業省公表資料から)……………	20
5. 令和4年度(令和4.10.1～令和5.10.1)LPガス事故集計表 (令和5.6.30現在中間集計)……………	44
6. 令和4年度LPガス事業者賠償責任保険加入状況(令和5.6.30現在)……………	60
7. 都道府県別世帯数とLPガス消費世帯数(令和5.6.30現在)……………	64
8. 編集後記……………	68
 【御案内】LPガス事業団が実施している第三者被害救済事業について	



# 1 経済産業省からの通知文書等

事業団広報第224号が発行された令和5年5月15日以降、経済産業省から当事業団に対して発出された通知はありませんが、経済産業省において公表されている内容について、あらためて本誌に掲載して関係者にお知らせいたします。

- (1) 液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律の改正について  
(令和5年6月16日公布、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の施行)

(注1) 改正概要及び新旧対照条文についてのみ掲載します。なお、本資料は経済産業省のホームページでもご覧いただけます。次のURLをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/06/20230616.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/06/20230616.html)

(注2) デジタル規制改革推進の一括法案として、「液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律」を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が、第211回国会に提出されたものです。



**液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました**

本誌への掲載

2023年6月16日

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（液化石油ガス法）の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が、第211回通常国会に提出され、この法律は令和5年6月14日に成立し、同月16日に公布されました。

液化石油ガス法の改正は、第7条に規定されている「標識の掲示」が対象とされ、ホームページ上でも掲示を行うものとなっており、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の施行を予定しております。

- [デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案](#)

お問い合わせ先

産業保安グループ ガス安全室  
電話：(03) 3501-4032 (直通)

# デジタル規制改革推進の一括法案について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための  
デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

## 趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、**①デジタル社会形成基本法**、**②デジタル手続法**、**③アナログ規制を定める個別法の改正**を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し (①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

## 改正のポイント

- I 将来にわたって**デジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直し**が**自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、**①書面掲示規制** (※) 及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。  
(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

## デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

**デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス** (※1)

**に関連する規定を措置** ※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするための必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

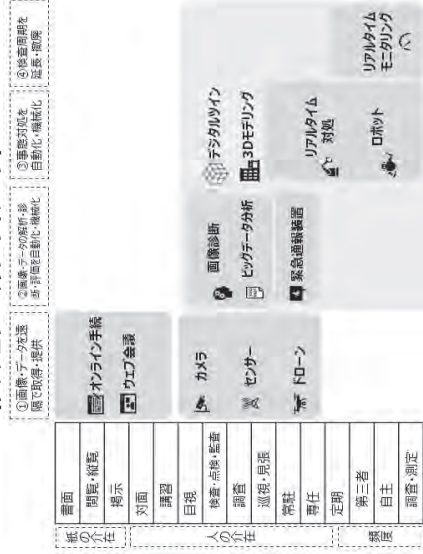
(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

**デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ** (※2) の公表・活用に関連する

**規定を措置** ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするために必要な施策を講じなければならないこととする (地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣 (デジタル庁) は、規制の見直しに資する技術に関する情報 (テクノロジーマップ等) について公表することとするとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

### (テクノロジーマップのイメージ)



## デジタル社会形成基本法の改正

## デジタル手続法の改正

## 記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大。

【現行】

フロッピーディスク等の記録媒体を提出することされている手続にはデジタル手続法が適用されない  
⇒ オンラインで行うことができず、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用義務

フロッピーディスク等の記録媒体の提出が必要



デジタル手続法の適用範囲を拡大

【改正後】

デジタル手続法の適用範囲を拡大し、フロッピーディスク等の記録媒体による手続についてもオンライン可能に

パソコン、スマートフォン等で手続が可能に



## 書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

### 標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルデバイスへの配慮の観点から、書面による掲示も維持

※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置（工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記）

### 公示送達

【現行】

掲示場等での書面の掲示



【改正後】

主務省令で定める方法（インターネットによる公表を想定）



利用者の利便性、デジタルデバイスへの配慮の観点から、現地での掲示も維持

掲示場等での書面の掲示

又は

事務所に設置したパソコン画面での表示

行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示（公示）をずる制度

※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、今回の法案はこれを参考にしている

## 今後のスケジュール等

施行時期 原則として公布後1年以内（公示送達のデジタル化は、民事訴訟法の公示送達制度の見直しの施行時期を踏まえ、公布後3年以内）



デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）（第二条関係）	4
○ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）（抄）（第三条関係）	8
○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）（第四条関係）	9
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第五条関係）	10
○ 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）（第六条関係）	11
○ 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄）（第七条関係）	12
○ 水先法（昭和二十四年法律第二十一号）（抄）（第八条関係）	14
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）（第九条関係）	16
○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（抄）（第十条関係）	20
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第十一条関係）	21
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）（第十二条関係）	22
○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）（第十三条関係）	24
○ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）（第十四条関係）	25
○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）（第十五条関係）	26
○ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）（第十六条関係）	27
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）（第十七条関係）	29
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）（第十八条関係）	31
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第十九条関係）	36
○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（第二十条関係）	38
○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）（抄）（第二十一条関係）	39
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二十二条関係）	41

9P参照

○	社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）	（第二十三条関係）	43
○	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	（第二十四条関係）	44
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）（抄）	（第二十五条関係）	47
○	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）	（第二十六条関係）	51
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	（第二十七条関係）	52
○	倉庫業法（昭和三十一年法律第二十一号）（抄）	（第二十八条関係）	55
○	労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（抄）	（第二十九条関係）	56
○	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）	（第三十条関係）	57
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	（第三十一条関係）	58
○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）	（第三十二条関係）	59
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）（抄）	（第三十三条関係）	67
○	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）	（第三十四条関係）	68
○	警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（抄）	（第三十五条関係）	69
○	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	（第三十六条関係）	76
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	（第三十七条関係）	77
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	（第三十八条関係）	85
○	預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（抄）	（第三十九条関係）	87
○	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）	（第四十条関係）	88
○	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）	（第四十一条関係）	90
○	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）	（第四十二条関係）	92
○	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	（第四十三条関係）	94
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	（第四十四条関係）	95
○	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）	（第四十五条関係）	98
○	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	（第四十六条関係）	100
○	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）	（第四十七条関係）	102

○	消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）	（第四十八条関係）	103
○	ストーリー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）	（第四十九条関係）	104
○	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）（抄）	（第五十条関係）	105
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）	（第五十一条関係）	106
○	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	（第五十二条関係）	113
○	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	（第五十三条関係）	114
○	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）	（第五十四条関係）	117
○	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）	（第五十五条関係）	119
○	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	（第五十六条関係）	121
○	信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）（抄）	（第五十七条関係）	122
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）	（第五十八条関係）	124
○	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）	（第五十九条関係）	129
○	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号）（抄）	（第六十条関係）	131
○	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（抄）	（第六十一条関係）	132
○	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	（第六十二条関係）	134
○	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（抄）	（第六十三条関係）	135
○	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（抄）	（第六十四条関係）	136
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	（附則第八条関係）	137
○	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	（附則第九条関係）	144
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（抄）	（附則第十条関係）	145
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）	（附則第十条関係）	146
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）（抄）	（附則第十条関係）	147
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）（抄）	（附則第十条関係）	148

○	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）（附則第十一条関係）	150
○	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）（附則第十二条関係）	151
○	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）（附則第十三条関係）	152
○	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）（附則第十三条関係）	153
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）（附則第十三条関係）	154
○	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）（附則第十四条関係）	155
○	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）（附則第十五条関係）	158
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（附則第十六条関係）	159
○	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（抄）（附則第十七条関係）	161
○	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）（附則第十八条関係）	163
○	デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）（附則第十九条関係）	164
○	復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（附則第二十条関係）	165

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）（抄）（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（標識の揭示等）</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p>	<p>（標識の揭示）</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を揭示しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。</p>

## 2 参考資料

高圧ガス保安協会において、令和5年度「高圧ガス保安活動促進週間」の一環としてキャッチコピーとともにポスターが決定され、販売が開始されております。

ポスター用のキャッチコピーは、教育事業アドバイザー委員会（委員長 澁谷忠弘 横浜国立大学教授）において、応募9,275作品について厳正な審査を行い、以下の方々の作品が入賞作に決定しております。（敬称略）

### 会長賞

- ◆ささいな予兆も見逃さない 我ら現場のプロ集団  
(住友化学株式会社 野口 紘史)

### 入選

- ◆自主保安 高める意識 事故防止 (株式会社サイサン 久松 宏彰)
- ◆点検は 持続可能な 危機管理 (寺西 章)

### 佳作

- ◆保安の目 見つけ摘み取る 危険の芽 (横浜液化ガスターミナル株式会社 武内 克巳)
- ◆効率と 安全両立 スマート保安 (株式会社エネックス新潟東港営業所 仁多見 暢尚)
- ◆安全は 一手先読む 余裕から (日本航空高圧株式会社 大測 由紀)
- ◆地味だけど 基本作業に 宿る安全 (今村 久恵)
- ◆安全なガスの未来は保全から (株式会社クライオワン 山本 祐尚)
- ◆お互いに 気づき気づかせ 危険予知 (高砂香料工業株式会社 政岡 修平)

### 団体協力賞

株式会社サイサン、横浜液化ガスターミナル株式会社、旭化成株式会社製造統括本部川崎製造所、昭和四日市石油株式会社四日市製油所、住友化学株式会社、ローム浜松株式会社、株式会社JFEサンソセンター福山工場

ご注文は下の二次元  
バーコードから↓

令和5年9月1日よりポスター販売開始





# ささいな予兆も見逃さない 我ら現場のプロ集団



2023年10月23日(月)～29日(日)  
**高压ガス保安活動促進週間**

経済産業省／各都道府県／特別民間法人高压ガス保安協会

## L Pガス保安優良事業者を訪ねて

今回は宮城県登米市に本社を置く「熊谷燃料住設株式会社」を訪れ、熊谷敏明代表取締役にお話を伺いました。

訪問先

### 熊谷燃料住設株式会社



熊谷 敏明代表取締役

#### 保安は常に緊張感を持って、不在宅の点検調査で苦勞

(編)：はじめに、御社のL Pガス保安に関するモットーがありましたら教えてください。

熊谷：「保安と営業は車の両輪だ」ということです。営業は頑張れば売り上げになりますが、保安はいくら力を入れても売り上げにはなりません。だからといって、営業にばかり力を入れて保安を疎かにしてしまえば、事故が起きて営業どころの話ではなくなります。反対に、保安に力を入れすぎて営業が疎かになってしまえば、今度は保安への投資ができません。営業と保安、この2つをバランス良く回転させないと車輪はまっすぐ走れません。

この「保安と営業は車の両輪」という言葉は、私が修行中の若いときに受けた研修で学んだのですが、ずっと大切なこととして意識しています。

(編)：保安で特に注意している点はどのようなことでしょうか。

熊谷：S型メーターは、ガスの消費状況によっては圧力が上がらず、誤って圧力微小漏えい警告の「BR」表示が出るものが

あります。冬には月に7～8件出ることもあります。これに慣れてしまえば、誤表示だと高をくくってしまうと、本当の微小漏えいを見逃してしまいます。配管の緩みによるものや、腐食の可能性という場合もあります。BR表示に緊張感を持って臨むよう注意しています。

また、だいぶ昔のことですが、風呂釜が付いているお客さまから、使っていると目がチカチカすると連絡がありました。燃焼させてみると、バーナーからはきれいに炎が出ます。数分間燃焼させても変わらず、何も問題ないように思えました。「大丈夫ですよ」とそこで引き上げることもできたのですが、何の気なしに排気筒も点検しました。そうしたら、排気筒の中に鳥の巣ができていたのを見つけたのです。危うくCO中毒事故を出すところだったのだと、後になって怖くなりました。

慣れによって緊張感を欠いた行動を取ってしまうと事故につながる恐れがあります。そのことを常に忘れないようにすることが、保安では重要なことだと思っています。



(編)：保安で苦労していることはどのようなことでしょうか。

熊谷：留守のお客さまが多く、点検調査やガス漏れ警報器の交換が期限通りに行かないことです。

当社は、地域の販売事業者で構成する協同組合の保安センターに法定点検調査を委託しています。センターは2回訪問して留守だったときは、販売事業者に連絡を入れ、販売事業者とセンターが連携し、お客さまの在宅時に点検調査を受けていただくよう呼びかけます。それでも3回目も留守だったときは「未了」ということで、このお客さまに対するセンターの業務は終わります。

法的にはこれで終了してかまわないのですが、当社ではその後3回までアプローチするルールにしています。それでも点検調査できないお客さまが、毎年10数戸ほど出てしまいます。そうしたお客さまに対しては、屋内に入らないでできる作業だけ行っています。燃焼状態やゴムホースの状態は確認できませんが、ガス器具までの設備の漏えいの有無は確認できます。

ガス漏れ警報器は設置義務施設だけでなく、屋内で燃焼器を使っているすべてのお客さま宅に付けています。最近は、留守や連絡が取れない、家の中に入れてもらえないというケースが多く、期限内



充填所は国の中核充填所に指定されている

での交換が難しくなっています。交換期限を迎えたお客さまには、電話や通知文書で月に2～3回アプローチし続けます。そうやっても交換できないお客さまは年間30件ほどあります。

ガス漏れ警報器は古くからある安全機器です。その後、安全機器普及運動でヒューズガス栓やマイコンメーターが普及するようになってからは、家の中でガスが漏れることはほとんど考えられなくなりました。設置義務施設でないところには警報器を付けなくてもいいのかなど考えることもあるのですが、これまで設置してきたものをなくすということは、保安レベルを落とすことになります。当社としては、保安レベルを下げるという選択は考えられませんので、これからもガス漏れ警報器の設置を推進していきます。

## ~~~~~ ゴールド保安認定取得、自然災害への対応に注力 ~~~~~

(編)：御社はLPWA（省電力広域）方式を活用した集中監視システムの導入を推進して、認定販売事業者のゴールド保安認定（第1号認定）を取得されていますね。

熊谷：令和元年12月から集中監視の普及に着手し、令和3年10月に認定を取得し

ました。集中監視の普及率は現在78%です。今年度も国の補助金を活用して設置を進める予定で、計画通り行けば普及率は95%を超える見込みです。

集中監視の設置を進めた目的は、保安の高度化よりも、需要拡大や業務の効率

化・省力化効果への期待の方が大きいです。社員から「検針データを用いて、料金メニュー提案で需要拡大に取り組みたい」「請求業務を省力化したい」という声が上がったのがきっかけで導入を始めました。

人手不足の深刻化に備えることも普及を進めた背景にありました。検針業務は専従の正社員1人と、他の正社員も交替で担当することでなんとか行ってきました。検針業務を行うには、お客さま宅を覚えなければならず、1人で回れるようになるまでには3カ月かかります。人手を安定的に確保するのが難しくなってきたので、集中監視を活用した自動検針に切り替えた方がいいと判断しました。

導入を進めた結果、それまで専従社員が検針業務を毎日行っていたが、今では月に4～5日行えば済むようになりました。おかげで、ガス漏れ警報器の交換作業など、ほかの仕事に時間を割くことができるようになりました。

料金メニューを使った需要拡大は、実は集中監視を普及させる前年の平成30年から開始していました。ガスを機器ごとに区分して計測して、割安な給湯料金や暖房料金を適用して、給湯や暖房をガスに切り替えませんかと提案するものなのですが、別途、分計器の設置や分計機能付きメーターへの交換が必要でした。その点、L P W A無線の集中監視システムを付けたお客さま先は分計できるので、その手間がなくなり、今は本格的に料金メニュー提案ができる環境になっています。

毎月のガス料金の請求明細をウェブで伝える「クマ楽るっく」は、昨年末から開始しました。お客さまは料金明細をパ

ソコンやスマートフォンで確認することができ、月ごとのL Pガス使用量のグラフを見たり、当社からの情報を受け取ったりすることもできるサービスです。来年4月からは、紙での請求書は有料にする予定です。このため、それまででできるだけ多くのお客さまに「クマ楽るっく」を利用してもらわないといけないのですが、まだ、140戸しか切り替わっていません。「クマ楽るっく」の案内を強化して、請求の電子化を進めることが、今年の当社の最も重要な取り組み事項です。

(編)：御社の保安面での課題としては、どのようなことが挙げられるでしょうか。

熊谷：最近も全国で多発している自然災害の対策です。平成23年の東日本大震災以前は、容器チェーンはほとんどがシングル掛けでした。このため震災では相当数の容器が転倒し、容器に引っ張られて設備も壊れてしまいました。このため震災



災害時用の備品倉庫。ガソリン車などの代わりとして使う自転車も装備している

以後は、すべての50kg容器は二重掛けチェーンにしています。

昨年3月に震度6強の地震があったときには、大きな被害はありませんでしたが、チェーンが抜けてしまったところがいくつかありました。

水害による容器流出対策も来年6月までが猶予期限ですので、チェーンの抜けやすいところの改修や点検をし、容器回

りの強靱化を図っているところです。

また、業務用施設のCO警報器の設置も課題です。以前、お客さまに設置を案内したことがあったのですが、あまり反応がなく普及は進んでいないのが現状です。再度お客さまに周知して設置をお願いするか、最終的には当社負担で設置することも含め対策に取り組みたいと考えています。

熊谷敏明社長は3代目社長。現在のLPガス顧客は2,500戸で、コインランドリーや介護、不動産事業なども行っている。

LPガス事業に携わって今まで最も印象に残っていることは「やっぱり東日本大震災」と話す熊谷社長。「直後の復旧作業に奔走したときのことは忘れられない。最低限の電源はあったものの停電には苦しめられた。だから中核充填所の指定を受けた。万が一のとき、地域のために働ける、貢献できるという思いを持つことができ安心だ」と語る。大震災の教訓は今後もさまざまな事業に活かされていけよう。

## (基本情報)

- 社 名 : 熊谷燃料住設株式会社  
 所 在 地 : 宮城県登米市迫町佐沼字北散田120-1  
 創 業 : 昭和27年(1952年)  
 資 本 金 : 2,000万円  
 従業員数 : 22名  
 事業内容 : LPガスの製造・販売、石油製品販売、住宅設備関連商品販売・施工、冷暖房機器販売、厨房機器販売、家電品販売、エアコン丸洗い





## LPガス保安優良事業者を訪ねて

今回は広島県広島市に本社を置く「有限会社西本屋」を訪れ、西本洋介代表取締役にお話を伺いました。



西本 洋介代表取締役

訪問先

### 有限会社西本屋

#### 行動指針「保安10カ条」を定め基本を徹底

(編)：御社は保安活動への取り組みが評価され、平成12年にLPガス消費者保安功績販売事業者通産省局長表彰、14年に高圧ガス保安中国経済産業局長賞、15年に高圧ガス保安経済産業省原子力安全・保安院長表彰、21年に高圧ガス保安経済産業大臣表彰など数多くの保安表彰を受賞されています。

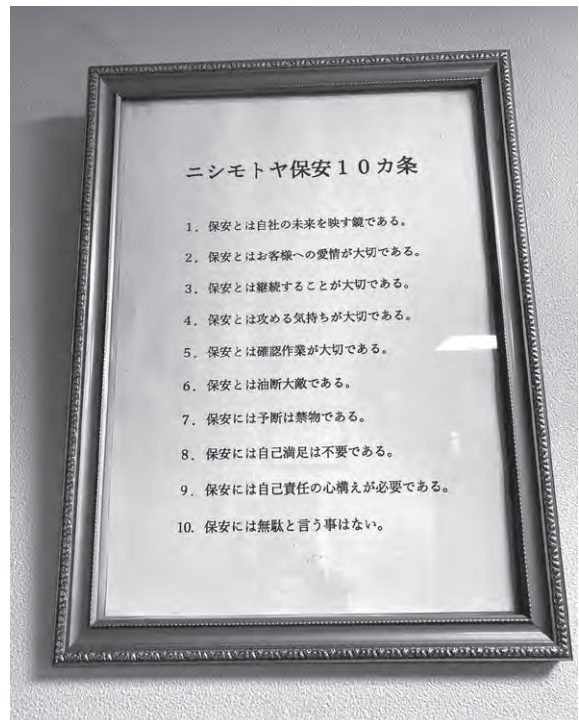


これまでに保安表彰を数多く受賞

はじめに、御社のLPガス保安に対する取り組みについての考えやモットーについて聞かせてください。

西本：お客さまに安心して快適な暮らしをしていただけるよう「保安とアフターサービス」を第一に考えています。特に、ガス事業者にとって最も大切な保安業務については「保安なくして販売なし」の経営理念に基づき、保安業務にはより多くの人と投資を行っています。

ベースとなるのが「ニシモトヤ保安10カ条」です。これは、保安に対する心構えを行動指針として定めたもので、「保安とは①自社の未来を映す鏡、②お客さまへの愛情が大切、③継続することが大切、④攻める気持ちが大切、⑤確認作業が大切、⑥油断大敵、保安には⑦予



行動指針「ニシモトヤ保安10カ条」

断は禁物、⑧自己満足は不要、⑨自己責任の心構えが必要、⑩無駄と言う事はない」という10項目からなっています。これを基本にして、社員教育や訓練を通じて関連法令の周知徹底、保安技術の向上、保安意識の高揚に努め、保安業務の充実を図っています。

(編)：具体的にはどのような取り組みをされていますか。

西本：毎月1回、現場で保安研修を行っています。若手、ベテラン織り交ぜた班に分け、業務用施設に出向いて保安点検を行うもので、作業をしながらベテラン社員が点検ポイントやメンテナンス手法などを若手社員に教えて、点検能力のレベルアップを図っています。

各種安全機器を設置しているというだけで、安心しては駄目です。油断大敵の気持ちで、機器がきちんと機能しているかどうか、現場でしっかりと確認することが大事です。また、外部講師を招いての勉強会も2カ月に1回程度実施していて、事故事例やヒヤリハット事例などを学んで、事故予防につなげています。

(編)：保安の取り組みのなかで、特に重点を置かれていることはどのようなことでしょうか。また、苦勞されていることがありましたら聞かせてください。

西本：ハード面では、マイコンメーター、ガス漏れ警報器、ガス漏れ防止機能付きガス栓の安全機器3点セットの取り付けを早くから実施してきました。当社は集中監視システムを採用していますが、ガス警報器との連動率は現在70%以上、業務用では100%連動しています。

近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が多発していますが、10年前か

らガス放出防止型高圧ホースへの切り替えに取り組み、一昨年すべて取り替えを完了しました。容器へのチェーン等の二重掛けも期限内100%達成を目指し、現在進行中です。

苦勞している点としては、やはり消費設備の点検・調査などでお客さまを訪問する際に、不在が多いことです。周知活動もただ単に周知文書を配るだけでなく、お客さまと対面し、現場に沿った注意点や危険ポイントなどを、口頭できっちり伝えることが大事だと思います。

(編)：経済産業省が策定した保安対策指針「液化石油ガス安全高度化計画2030」では、保安基盤の整備におけるアクションプランとして、スマートメーターや集中監視システムなどを利用した保安の高度化が推奨されています。

御社は新たな認定制度がスタートした平成28年4月にゴールド保安認定(第一号)を取得し、集中監視システムの普及に力を入れて来られました。集中監視システム導入のメリットなどについて聞かせてください。

西本：平成6年10月に電話回線を利用した集中監視システムの導入を決断し、スタートさせました。その後、平成16年に携帯電話方式を利用したオールワイヤレスシステムの端末装置を導入しました。これは親機から各家庭に付いた子機に無線を飛ばし、通信ネットワークにより監視・通報や自動検針を行うものです。私は20年前に入社しましたが、当時夏の暑い盛りに、集合住宅で汗だくになって親機と子機を付けて回ったのを覚えています。

集中監視システムは、ガスの消し忘れやガス漏れなどが起きるとマイコンメーターが異常を感知し、電話回線を通じて

センターへ自動的に通報が入ります。異常の内容に応じてお客さまへ電話連絡で状況を確認し、対応が必要な時は当社の社員が緊急出動して、L Pガス事故を未然に防ぎます。

ガス漏れやガス器具の異常使用の発見、消し忘れの確認など、保安上のメリットだけでなく、容器のガス残量を自動的にチェックできるので、安定供給や配達効率化の点でも有効です。

ゴールド保安認定で緊急時対応要件が40kmから60kmに拡大し、当社のガス供給エリアも拡大しましたが、当社はお客さまの安全を守ることが最優先なので、本社から緊急時に駆けつけられる範囲内

でお客さまを開拓していきたいと考えています。

また、定期点検調査も4年に1回以上から5年に1回以上に緩和されましたが、これからは顧客密着度の向上も大切になると考え、引き続き4年に1回の点検を実施していきます。

通信回線のデジタル化や無線化など、時代とともに通信形態が変化するなかで更新費用もかさみましたが、投資を継続し、昨年ようやくすべてのお客さまに集中監視システムを設置することができました。現在は国の補助金などを活用し、順次L PWA（省電力広域）方式への切り替えを進めています。

## お客さまとの接点を持ち、役に立てる会社に

(編)：行政へのL Pガス保安に関する要望などがあれば聞かせてください。

西本：保安を維持、継続していくためにはコストもかかるので、保安関連の補助金予算をより多くつけてもらいたいです。お客さまの安全を守るためには、保安への投資を惜しんではいけないと思いますが、小規模事業者にとっては保安投資の負担が大きいのも現実です。スマートメーターやL PWAの普及を一つの足掛かりに、規模の小さな会社ももっと支援してほしいと思います。

(編)：御社がお客さまとの関係を構築していく上で、ほかに力を入れていることはありますか。

西本：当社の取り組みなどを伝える発信ツールとして年2回、はがきサイズのミニミニ情報便り「こぼこだより」も発行しています。A3判・両面刷りをはがきサイズに折り込んだもので、メインはガス器



年2回はがきサイズの情報便りを発行

具やセールのご案内ではなく「美味しい店」や季節に合った「おすすめスポット」、「お手軽クッキング」レシピ、社員紹介、読



者の口コミ情報、水回りのビフォーアフター、抽選クイズプレゼントなど、お客さまの目に止まる豆知識や情報を載せています。

ガス機器には住環境を快適にするだけでなく、家事ラクや時短、高齢者の見守りなどにも貢献する商材が数多くあります。最新ガス機器の優れた機能のほか、クリーンで高カロリー、災害に強いことなどLPガスの特性を含めてしっかりアピールし、提案していきたいと考えています。

そのためには、まずはお客さまと接点を持つこと。点検などでお客さま宅を訪

問するなかで、お客さまの困り事を聞き出し、ガスはもちろん、困り事の解決など、周辺領域も含めてより多くのシーンでお役に立てる会社であり続けたいと思っています。そして、お客さま、取引先、社員、友人などの縁を大事に、そのつながりでお客さまも増えていくというのが理想です。

(編)：最後に好きな言葉がありましたら教えてください。

西本：好きな言葉は「継続は力なり」です。ガス屋さんにぴったりの言葉ではないでしょうか。



西本屋（ニシモトヤ）の前身は昭和初期、西本洋介代表取締役の祖父が広島市の丹那町で営んでいた雑貨商にさかのぼる。戦後まもなく、広島駅南の荒神町で薪炭商として再スタート。以後、燃料一筋に地道な努力を積み重ね、昭和23年4月に西本屋を設立した。今年で75年になる。昭和32年ごろからLPガスの販売を開始し、40年10月に現在本社がある広島駅北の光町に移転した。「ガスの供給を通じて、豊かで快適な暮らしのお手伝い」をテーマに、水回りリフォームや家電製品に事業を拡大する西本屋の今後に期待したい。

#### (基本情報)

社 名： 有限会社西本屋  
 所 在 地： 広島県広島市東区光町  
 1-6-10  
 設 立： 昭和23年（1948年）4月  
 資 本 金： 300万円  
 従業員数： 19名  
 事業内容： LPガス販売、ガス機器・  
 住設機器の販売、以上販売  
 品目に関連する工事、管理、  
 サービス業務



## 4 令和4年「L Pガスの漏えい等による事故」の発生状況

(経済産業省公表資料から)

令和4年(2022年)の「L Pガスの漏えい等による事故」の発生状況について、経済産業省公表の「2022年事故集計表」(令和5年2月末現在)に基づく同省における分析結果は以下のとおり。

なお、従来、公表されてきた「事故概要」は令和4年7月31日を最後に更新されていない。

(注) 経済産業省公表資料のURLは次のとおり。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/lpjiko/jikosyukei\\_2022.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/lpjiko/jikosyukei_2022.pdf)

### ○ 総事故件数は261件

令和4年のL Pガス事故の総件数は261件で、令和3年の220件から41件増加した。直近5年(平成29年～令和3年)の平均の205.6件と比較しても多い。増加要因は、L Pガス販売事業者等起因の事故が令和3年の41件から65件に増加し、他工事業者起因の事故が64件から72件に増加したことなどによるものである。

### ○ 死亡者は0人、負傷者数は26人

死亡者数は、平成29年は0人、平成30年に1人、令和元年は0人、令和2年、令和3年は1人と、ここ5年は0～1人で推移している。負傷者数は26人で令和3年から5人増加した。

### ○ 重大な事故(B級以上の事故)は0件、CO中毒事故も0件

令和2年、令和3年はB級以上の事故が1件(死亡者1人、雪害事故)発生していたが、令和4年は0件であった。また、CO中毒事故は、令和元年に液石法公布の昭和42年以降初めて0件となり、令和2年～令和4年も引き続き発生していない。



### ○ 原因者別で「他工事業者」による事故が最大の72件

事故の内容を原因別にみると、他工事業者（解体工事業者、リフォーム工事業者、水道工事業者等）による事故が72件（総事故件数の27.6%）と最も多く、一般消費者等の55件（同21.1%）、L Pガス販売事業者等の65件（同24.9%）を上回った。

LPガス事故発生状況（2022年）

高圧ガス保安法第36条第2項及び第63条第1項の規定に基づき、2022年の液化石油ガス販売事業者等が届出を行った液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に係る事故（LPガス事故）を集計し、要因分析を行った結果を以下に取りまとめる。

（注）本資料には、LPガス事故に該当するかどうかを含め調査中のものを含んでおり、事故件数等は、今後変更となる場合がある。また、2021年以前の事故件数等には、2022年中にLPガス事故であることが判明した分を含む。

1. 事故の動向

- ・一般消費者等に係るLPガス事故の発生状況は、図-1より、1979年に793件（死傷者数888人）を記録した後、減少に転じ、1997年には68件（死傷者数70人）となったが、1998年から2005年までの間は、75～120件/年の発生状況であった。
- ・その後、2005年の悪質な法令違反事例に関連した法令遵守の徹底指導や2006年のパロマ製湯沸器に係る事故発生に伴う事故届の徹底指導等により、潜在化していた事故の捕捉率が向上したためと推測されるが、2006年以降については、事故件数が増加し、140～260件/年で推移している。
- ・2022年の事故件数は261件で、2021年の220件から41件の増加となった。また、死亡者数は0人で2021年の1人から1人減少し、負傷者数は26人で、2021年の21人から5人増加した。

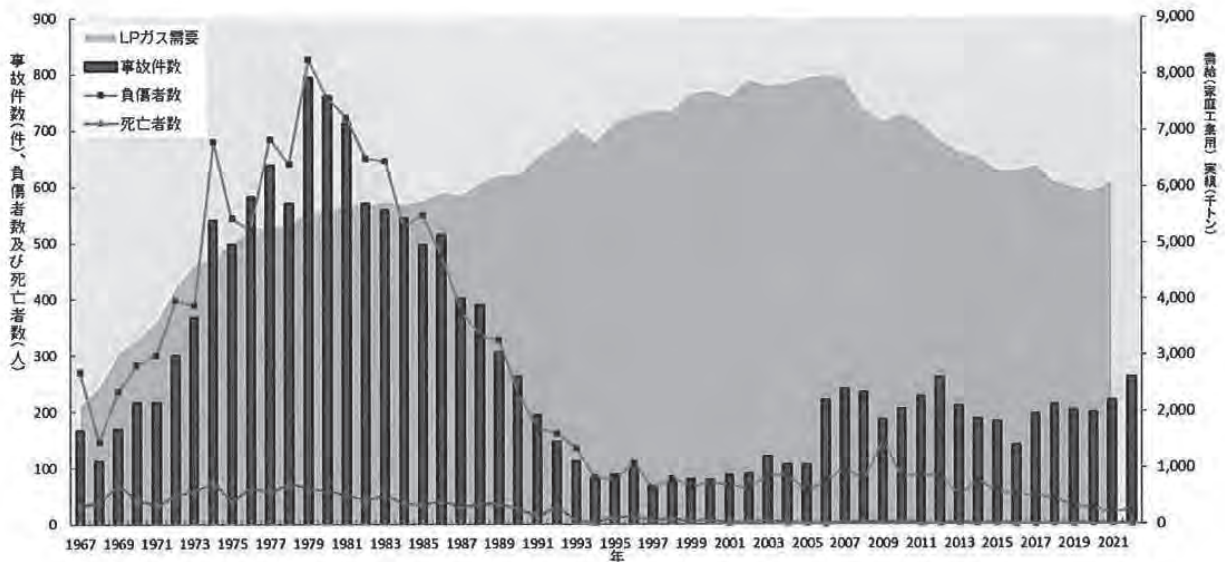
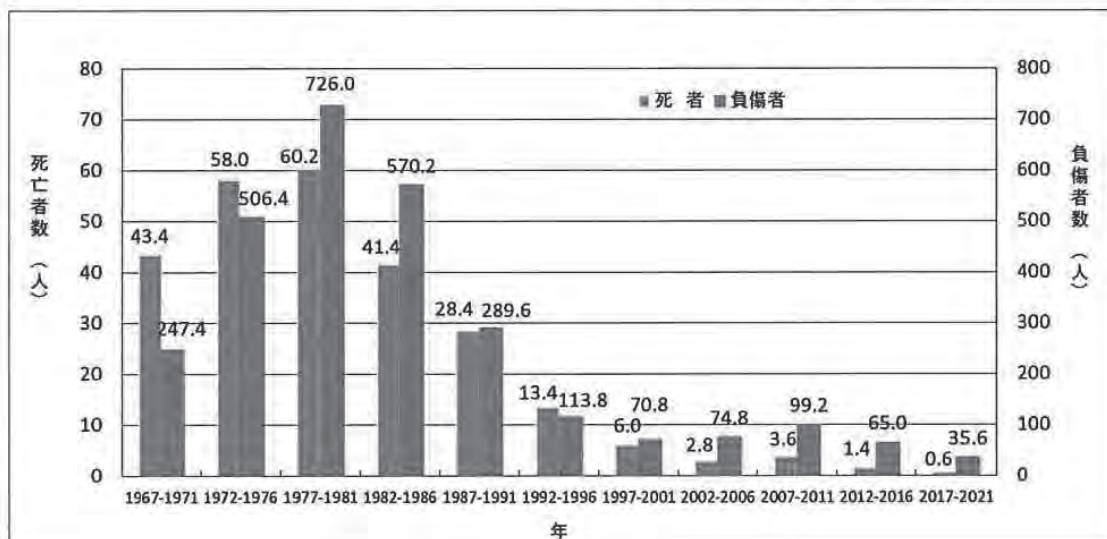


図-1 1967年以降のLPガス事故発生状況

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
事故件数	210	187	182	140	195	212	203	198	220	261
対前年比 (%)	▲19	▲11	▲3	▲23	39	9	4	▲7	11	19
死者	3	1	2	0	0	1	0	1	1	0
負傷者	52	76	60	52	50	46	32	29	21	26

- ・ 死亡者数については、図－2より、40～44年前（1977年～1981年の5年間の平均）は60.2人であったが、その後、30～34年前（1987年～1991年の5年間の平均）は28.4人、20～24年前（1997年～2001年の5年間の平均）は6.0人、10～14年前（2007年～2011年の5年間の平均）は3.6人、直近（2017年～2021年の5年間の平均）では0.6人と減少している。2022年は死亡者数が0人であった。
- ・ 負傷者数については、図－2より、40～44年前（1977年～1981年の5年間の平均）は726.0人であったが、その後、30～34年前（1987年～1991年の5年間の平均）は289.6人、20～24年前（1997年～2001年の5年間の平均）は70.8人、10～14年前（2007年～2011年の5年間の平均）は99.2人、直近（2017年～2021年の5年間の平均）では35.6人と減少している。2022年は直近の平均より少なく、26人であった。



図－2 死亡者数、負傷者数の推移（5年平均）



(1) 事故件数及び被害状況

- ・2022年の事故件数は、表-1より、261件であり、2021年の220件から41件増加し、近年5ヶ年の平均(205.6件)を55.4件上回った。事故件数が増加した理由としては、LPガス販売事業者等が起因の事故が大幅に増加し、一般消費者等が起因の事故及び他工事業者が起因の事故も昨年と比較し増加したことによるもの。
- ・被害状況についてみると、
  - －死亡者数は0人であり、近年5ヶ年の平均(0.6人)を下回った。
  - －負傷者数は26人であり、2021年の21人から5人増加し、近年5ヶ年の平均(35.6人)を下回った。

表-1 事故件数及び死傷者数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近5年平均	2022年
事故件数(件)	195	212	203	198	220	205.6	261
対前年比(%)	39.3	8.7	▲4.2	▲2.5	11.1	—	18.6
うちB級以上事故(件)	0	1	1	1	1	0.8	0
死亡者数(人)	0	1	0	1	1	0.6	0
負傷者数(人)	50	46	32	29	21	35.6	26
うちB級以上事故負傷者数(人)	0	0	8	19	0	5.4	0

- ・図-3より、月別の事故件数の累計で見ると、2022年の雪害事故件数は26件で、2021年の19件から7件増加した。

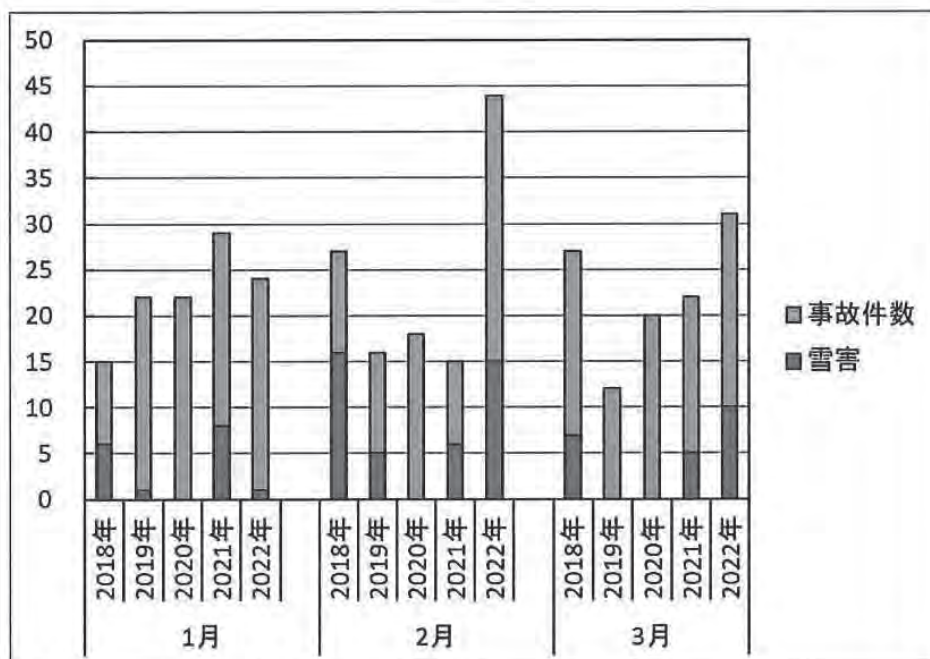


図-3 雪害と雪害以外の月別事故件数 (2018年～2022年)

- ・雪害事故が発生した地域については、表－2より、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域別に雪害事故件数を見ると、26件全て豪雪地帯等で発生している。なお、雪害26件のうち、供給管の事故が11件と最も多く、次いで高圧ホースの事故が5件、配管の事故が4件、ガスメータが3件、調整器が2件、中間ガス栓が1件と続く。発生原因としては、落雪により損傷した事故が25件、氷雪の重みにより損傷した事故が1件であった。2022年の事故は全て豪雪地帯等に指定されている道府県で発生しており、降雪量が多い地域であることが想像されるが、落雪等により設備が損傷し、漏えい事故が発生しているため、継続して雪害対策を進めることが重要である。

表－2 地帯別雪害事件数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年
<b>豪雪地帯等に指定されている道府県</b>	9	29	6	0	19	12.6	26
うち全域において豪雪地帯の指定有り及び一部地域において特別豪雪地帯の指定有り	6	19	6	0	19	10.0	24
うち全域において豪雪地帯の指定有り	1	0	0	0	0	0.2	0
うち一部地域において豪雪地帯の指定有り及び一部地域において特別豪雪地帯の指定有り	2	10	0	0	0	2.4	2
うち一部地域において豪雪地帯の指定有り	0	0	0	0	0	0.0	0
<b>指定なし</b>	0	0	0	0	0	0.0	0

※国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯及び特別豪雪地帯として指定している。2021年4月1日の指定を参照した。

なお、豪雪地帯等に該当する道府県は以下の通り。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県



(2) 重大な事故 (B級<sup>※1</sup>以上) 等の発生状況<sup>※2</sup> (表-3)

- ・2022年のB級以上の発生状況は、
- 事故件数は0件であり、近年5ヶ年の平均(0.8件)を下回った。
- 死亡者数は0人であり、近年5ヶ年の平均(0.6人)を下回った。
- 負傷者数は0人であり、近年5ヶ年の平均(5.4人)を下回った。

※1：(参考) 事故区分について

・2018年3月まで

A級事故：死者5名以上、死者及び重傷者が合計10名以上、死者及び負傷者(軽傷者を含む)が合計30名以上、甚大な物的被害(被害総額2億円以上)、社会的影響が著しく大きいもののいずれかに該当する事故。

B級事故：死者1名以上4名以下、重傷者が合計2名以上9名以下、負傷者が6名以上29名以下、甚大な物的被害(被害総額1億円以上2億円未満)、社会的影響が大きいもののいずれかに該当する事故。

C級事故：A級事故及びB級事故以外の事故。

・2018年4月以降

A級事故：死者5名以上、死者及び重傷者が合計10名以上、死者及び負傷者(軽傷者を含む)が合計30名以上、甚大な物的被害(被害総額5億円以上)のいずれかに該当する事故。

B級事故：死者1名以上4名以下、重傷者が合計2名以上9名以下、負傷者が6名以上29名以下、甚大な物的被害(被害総額1億円以上5億円未満)のいずれかに該当する事故。

C1級事故：負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの、爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもののいずれかに該当する事故はC1級事故に分類される。

C2級事故：A級事故、B級事故及びC1級事故以外の事故。

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近5年平均	2022年	CO中毒事故件数のB級事故件数に対する割合	
									直近5年平均	2022年
B級以上事故	事故件数(件)	0	1	1	1	1	0.8	0	25.0%	0.0%
	死亡者数(人)	0	1	0	1	1	0.6	0		
	負傷者数(人)	0	0	8	19	0	5.4	0		
うちCO中毒	事故件数(件)	0	1	0	0	0	0.2	0	25.0%	0.0%
	死亡者数(人)	0	1	0	0	0	0.2	0		
	症者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0		
C級事故	事故件数(件)	195	211	202	197	219	204.8	261		
	うちC級事故(件)	195	68							
	うちC1級事故(件)		27	25	16	26		32		
	うちC2級事故(件)		116	177	181	193		229		
	負傷者数(人)	50	46	24	10	21	30.2	28		

表-3 B級以上の事故件数及び死傷者数の推移

### (3) 現象別の事故発生状況

- ・2022年の事故の現象別発生状況については、表-4のとおり、
  - 事故件数は、漏えいに係るものが203件で事故全体の約77.8%、漏えい火災・漏えい爆発に係るものが58件で事故全体の約22.2%となっている。CO中毒・酸欠に係る事故は発生していない。
  - 直近5ヶ年の平均は、漏えいに係るものが145.2件（事故全体の約70.6%）、漏えい火災・漏えい爆発に係るものが58.4件（事故全体の約28.4%）、CO中毒・酸欠に係るものが2.0件（事故全体の約1.0%）であり、2022年は直近5ヶ年平均に比べ漏えいの比率が高い。
  
- ・2022年事故の現象別の被害状況については、漏えいに係る死者数は0人、負傷者数は3人、漏えい火災・漏えい爆発に係る死者数は0人、負傷者数が23人であった。
  
- ・総事故件数を分母とした事故1件あたりの死傷者数については、2022年は死傷者数0.10人/件（死者数0.00人/件、負傷者数0.10人/件）であり、直近5ヶ年平均の死傷者数約0.17人/件（死者数約0.00人/件、負傷者数約0.17人/件）に比べ、低くなった。
  - 現象別事故件数を分母とした事故1件あたりの現象別の死傷者数では、
    - 漏えいに係るものは、死者数は0.00人、負傷者数は0.01人/件であった。（直近5ヶ年平均：死者数0.00人/件、負傷者数0.00人/件）
    - 漏えい火災・漏えい爆発に係るものは、死者数0.00人/件、負傷者数0.40人/件であった。（直近5ヶ年平均：死者数0.00人/件、負傷者数0.53人/件）
    - CO中毒事故・酸欠に係る事故は発生していない。（直近5ヶ年平均：死者数0.10人/件、負傷者数2.10人/件）
  
- ・業務用施設等における事故は2022年に74件発生しているが、CO中毒・酸欠に係る事故は発生していない。なお、業務用施設等におけるCO中毒事故の推移を表-5に示す。



表－４ 現象別の事故件数及び死傷者数の推移

現象別		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年	現象別事故件数の割合	
									直近 5年平均	2022年
漏えい	事故件数(件)	114	148	148	148	168	145.2	203	70.6%	77.8%
	うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0	0		
	死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0	0		
	負傷者数(人)	1	0	0	1	1	0.6	3		
	死亡者数/事故件数	0	0	0	0	0	0	0		
	負傷者数/事故件数	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01		
漏えい火災 漏えい爆発	事故件数(件)	78	57	55	50	52	58.4	58	28.4%	22.2%
	うちB級以上事故(件)	0	0	1	1	1	0.6	0		
	死亡者数(人)	0	0	0	1	1	0.4	0		
	負傷者数(人)	44	30	32	28	20	30.8	23		
	死亡者数/事故件数	0	0	0	0.02	0.02	0.01	0.00		
	負傷者数/事故件数	0.56	0.53	0.58	0.56	0.38	0.53	0.40		
CO中毒 酸欠	事故件数(件)	3	7	0	0	0	2.0	0	1.0%	0.0%
	うちB級以上事故(件)	0	1	0	0	0	0.2	0		
	死亡者数(人)	0	1	0	0	0	0.2	0		
	症者数(人)	5	16	0	0	0	4.2	0		
	死亡者数/事故件数	0	0.14	-	-	-	0.10	-		
	症者数/事故件数	1.67	2.29	-	-	-	2.10	-		
合計	事故件数(件)	195	212	203	198	220	205.6	261	100.0%	100.0%
	うちB級以上事故(件)	0	1	1	1	1	0.8	0		
	死亡者数(人)	0	1	0	1	1	0.6	0		
	負傷者数(人)	50	46	32	29	21	35.6	26		
	死亡者数/事故件数	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00		
	負傷者数/事故件数	0.26	0.22	0.16	0.15	0.10	0.17	0.10		

表－５ 業務用施設等におけるCO中毒事故の推移

現象別		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年	現象別事故件数の割合	
									直近 5年平均	2022年
CO中毒	事故件数(件)	2	5	0	0	0	1.4	0	2.0%	0.0%
	うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	症者数(人)	4	14	0	0	0	3.6	0		
	死亡者数/事故件数	0	0	-	-	-	0.00	-		
	症者数/事故件数	2.00	2.80	-	-	-	2.57	-		
業務用施設等合計	事故件数(件)	75	71	80	53	67	69.2	74		



#### (4) 原因者別の事故発生状況

- ・2022年の事故の原因者別発生状況については、表-6のとおり、
  - 事故件数は、一般消費者等に起因するものが55件、一般消費者等及びLPガス販売事業者等<sup>※2</sup>の双方に起因するものが7件、LPガス販売事業者等に起因するものが65件、その他の事業者<sup>※3</sup>に起因するものが84件、雪害等自然災害によるものが27件、その他・不明<sup>※4</sup>のものが23件であった。

※2：LPガス販売事業者及び保安機関の他、LPガス配送事業者を含む。

※3：「設備工事業者」、「充填事業者」、「他工事業者」及び「器具メーカー」である。

※4：原因は判明したが誰の行為によるものかが不明であるもの、器具の損傷理由やガス漏えいの原因が特定できないもの等である。

- ・一般消費者等に起因する事故は、
  - 2022年の事故件数については、表-6のとおり、55件であり、総事故件数の約21.1%を占めている。
  - 2022年の被害状況については、表-7のとおり、死亡者数が0人、負傷者数が15人であり、直近5ヶ年平均の死亡者数0人、負傷者数20.4人を下回った。
  - 2022年の事故の原因については、表-6のとおり、燃焼器の取扱いミスなどの消費機器の不適切な使用が19件と最も多く、風呂釜やこんろの点火ミス・立ち消えが10件、末端ガス栓や器具栓の誤開放が5件と続く。これらに対する直近5ヶ年の平均件数との比較では、不適切な使用(9.6件)が上回ったが、点火ミス・立ち消え(14.0件)、誤開放(9.4件)は下回った。
- ・一般消費者等が起因する事故のうち、消費機器の不適切な使用としては、ゴム管、燃焼器用ホースの接続不良、ゴム管の劣化による事故が多い。また、回転釜に接続されている金属フレキシブルホースの損傷により事故が2件発生している。
- ・LPガス販売事業者等に起因する事故は、
  - 2022年の事故件数については、表-6のとおり、65件であり、総事故件数の約24.9%を占め、直近5ヶ年平均の41.0件を上回った。
  - 2022年の事故の原因については、表-6のとおり、供給設備の腐食等劣化が20件、設備工事や修理工事時の工事ミス・作業ミスが9件、容器交換時の接続ミス等が8件である。これらに対する直近5ヶ年平均は、腐食等劣化(17.2件)、工事ミス・作業ミス(10.6件)、容器交換時の接続ミス等(6.2件)であり、腐食等劣化及び容器交換時の接続ミス等が直近5ヶ年平均を上回った。
  - 2022年は、落雪等の雪害により設備が損傷した事故が43件発生している。このうち26件は主原因として雪害等の自然災害に起因する事故であったが、11件はLPガス販売事業者が起因の事故、3件は一般消費者等が起因の事故、3件が一般消費者等及びLPガス販売事業者が起因の事故であった。LPガス販売事業者が起因の事故としては、防護板を設置する等の適切な雪害対策をとらなかったことに起因したものである。
- ・LPガス販売事業者等が起因する事故のうち、工事ミス・作業ミスの内容としては、ガスメータ、調整器の取り替え時の接続不良によるものが多い。その他、燃焼機器の修理時に漏えい検査を怠り、消費者が使用時に事故が発生している。また、容器交換時の接続ミスによる漏えいが多いことから、機器を修理、接続等した際は、漏えいが

ないか十分に確認する必要がある。事例としては以下のとおりある。

ー2022年6月30日（木）岡山県 漏えい

2022年6月29日（水）に、ガスメータ及び調整器の交換作業を実施し、検知液にて漏えい検査を行った。6月30日（木）14時8分頃、コンロを使用したところ外のボンベから漏えいしており、容器バルブ閉止後、販売事業者へ連絡をした。調整器継手を若干増締めしたことで音が止まり、検知液にて漏えいのないことを確認した。原因は、ガスメータ、調整器交換作業後の、調整器継手の容器バルブへのねじ込み不足と推定される。

ー2022年12月22日 愛知県 漏えい爆発

2022年12月16日（金）に消費者よりビルトインコンロの火が保持しないと販売事業者へ連絡が入り、22日（木）に販売店の液化石油ガス設備士資格者が故障原因箇所を交換した。

同日17時30分、消費者よりコンロが爆発し、キッチン扉のガラスの破損、照明器具カバーが外れと販売事業者へ連絡が入る。

原因は、部品を交換した際に、パッキンがズレたまま設置したのを気付かず、作業を終了したことによるもの。

なお、取付け作業後、点火試験のみ行い、検知器での漏えい検査を実施しなかったため、漏えいに気付かなかった。

- ・一般消費者等及びLPガス販売事業者等の双方に起因する事故は、表－6のとおり、7件であり、直近5ヶ年平均の4.2件を上回った。
- ・その他の事業者に起因する事故は、表－6のとおり、84件であり直近5ヶ年平均の66.4件を上回った。
  - ー2022年の事故の原因については、他工事業者に起因するものが72件と最も多く、その他の事業者に起因する事故の約85.7%を占めている。
- ・雪害等の自然災害に起因する事故は、表－6のとおり、27件（うち雪害26件）であり、直近5ヶ年平均の15.4件（うち雪害12.6件）を上回った。



表－6 原因者等別の事故件数（詳細）

現象別	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年	原因者別割合	
								直近 5年平均	2022年
一般消費者等起因	54	68	57	39	48	53.2	55	25.9%	21.1%
うち 点火ミス、立ち消え	(19)	(18)	(16)	(8)	(9)	(14.0)	(10)		
うち 不適切な使用	(14)	(12)	(3)	(5)	(14)	(9.6)	(19)		
うち 誤開放	(7)	(10)	(16)	(9)	(5)	(9.4)	(5)		
一般消費者等及びLPガス販売事業者等起因	3	2	2	9	5	4.2	7	2.0%	2.7%
LPガス販売事業者等起因	43	31	44	46	41	41.0	65	19.9%	24.9%
うち 腐食等劣化	(14)	(18)	(19)	(18)	(17)	(17.2)	(20)		
うち 工事ミス、作業ミス	(17)	(7)	(13)	(10)	(6)	(10.6)	(9)		
うち 容器交換時の接続ミス等	(6)	(3)	(2)	(8)	(12)	(6.2)	(8)		
その他の事業者起因	61	54	66	70	81	66.4	84	32.3%	32.2%
うち 設備工事業者	(11)	(3)	(1)	(3)	(3)	(4.2)	(5)		
うち 充てん事業者	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0.8)	(1)		
うち 他工事業者	(49)	(48)	(58)	(54)	(64)	(54.6)	(72)		
うち 器具メーカー	(0)	(3)	(5)	(13)	(11)	(6.4)	(5)		
雷害等の自然災害	12	34	9	1	21	15.4	27	7.5%	10.3%
うち 雷害	(9)	(29)	(6)	(0)	(19)	(12.6)	(26)		
その他	5	11	1	9	6	6.4	5	3.1%	1.9%
不明	17	12	24	24	18	19.0	18	9.2%	6.9%
合計	195	212	203	198	220	205.6	261	100.0%	100.0%

表－7 原因者等別の事故件数及び死傷者数の推移

原因者等別		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年	原因者別割合	
									直近 5年平均	2022年
一般消費者等	事故件数(件)	54	68	57	39	48	53.2	55	25.9%	21.1%
	うちB級以上事故(件)	0	0	1	0	0	0.2	0		
	死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	負傷者数(人)	26	34	26	3	13	20.4	15		
販売事業者等	事故件数(件)	43	31	44	46	41	41.0	65	19.9%	24.9%
	うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	負傷者数(人)	7	2	2	1	1	2.6	3		
一般消費者等 及び 販売事業者等	事故件数(件)	3	2	2	9	5	4.2	7	2.0%	2.7%
	うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0		
	負傷者数(人)	2	0	1	2	0	1.0	0		
上記以外	事故件数(件)	95	111	100	104	126	107.2	134	52.1%	51.3%
	うちB級以上事故(件)	0	1	0	1	1	0.6	0		
	死亡者数(人)	0	1	0	1	1	0.6	0		
	負傷者数(人)	15	10	3	23	7	11.6	8		
合計	事故件数(件)	195	212	203	198	220	205.6	261	100.0%	100.0%
	うちB級以上事故(件)	0	1	1	1	1	0.8	0		
	死亡者数(人)	0	1	0	1	1	0.6	0		
	負傷者数(人)	50	46	32	29	21	35.6	26		

## (5) 場所別の事故発生状況

- ・2022年の事故の場所別発生状況については、表－8のとおり、
  - －住宅が187件（一般住宅が129件、共同住宅が58件、寮・寄宿舎等（住宅部分）が0件）であり、総事故件数の約71.6%を占めている。
  - －業務用施設等が74件（飲食店が32件、学校が8件、旅館が2件、その他<sup>※5</sup>が32件）であり、総事故件数の約28.4%を占めている。
  - －場所別の事故件数の割合は、表－8のとおり、2022年は直近5ヶ年平均と比べ、住宅における割合が上回り、業務用施設等における割合が下回った。住宅と業務用施設等とで大別すると、概ね住宅が7割を、業務用施設等が3割を占めている。

- ・2022年の事故の場所別死傷者数については、表－8のとおり、
  - －住宅が9人（一般住宅が6人、共同住宅が3人、寮・寄宿舎等（住宅部分）が0人）であり、総死傷者数の約34.6%を占めている。
  - －業務用施設等が17人（飲食店が8人、学校が3人、旅館が0人、その他<sup>※5</sup>が6人）であり、総死傷者数の約65.4%を占めている。

※5：病院、工場、事務所、倉庫、飲食店以外の店舗、福祉施設、公共施設、研修施設、作業小屋、展示場、ヨット教室などである。

- ・2022年のB級事故の場所別発生状況については、表－8のとおり、0件である。
- ・2022年の事故の発生場所に関して、事故件数としては住宅におけるものが多いが、事故による死傷者数の割合については、業務用施設等が多い。また、一般住宅での事故が事故全体の半数を占める。



表－8 場所別の事故件数及び死傷者数の推移

場所別		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年	場所別割合		場所別割合(B級事故)		
									直近 5年平均	2022年	直近 5年平均	2022年	
住宅	一般住宅	事故件数(件)	65	89	72	84	85	79.0	129	38.4%	49.4%	75.0%	0.0%
		うちB級以上事故(件)	0	1	1	0	1	0.6	0				
		死亡者数(人)	0	1	0	0	1	0.4	0				
		負傷者数(人)	9	6	12	2	4	6.6	6				
	共同住宅	事故件数(件)	55	50	50	59	68	56.4	58	27.4%	22.2%	0.0%	0.0%
		うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		負傷者数(人)	2	2	2	2	4	2.4	3				
	寮・寄宿舎等(住宅部分)	事故件数(件)	0	2	1	2	0	1.0	0	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
		うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		負傷者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0				
小計	事故件数(件)	120	141	123	145	153	136.4	187	66.3%	71.6%	75.0%	0.0%	
	うちB級以上事故(件)	0	1	1	0	1	0.6	0					
	死亡者数(人)	0	1	0	0	1	0.4	0					
	負傷者数(人)	11	8	14	4	8	9.0	9					
業務用施設等	旅館	事故件数(件)	6	1	3	3	1	2.8	2	1.4%	0.8%	0.0%	0.0%
		うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		負傷者数(人)	5	0	0	0	0	1.0	0				
	飲食店	事故件数(件)	28	24	31	18	23	24.8	32	12.1%	12.3%	25.0%	0.0%
		うちB級以上事故(件)	0	0	0	1	0	0.2	0				
		死亡者数(人)	0	0	0	1	0	0.2	0				
		負傷者数(人)	10	22	14	21	8	15.0	8				
	学校	事故件数(件)	11	8	7	8	2	7.2	8	3.5%	3.1%	0.0%	0.0%
		うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0				
		負傷者数(人)	6	6	1	0	0	2.6	3				
病院・工場・事務所・その他	事故件数(件)	30	38	39	24	41	34.4	32	16.7%	12.3%	0.0%	0.0%	
	うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0					
	死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0					
	負傷者数(人)	18	10	3	4	5	8.0	6					
うち、病院	事故件数(件)	1	1	1	2	2	1.4	4	33.7%	28.4%	25.0%	0.0%	
	うち、工場	3	3	1	2	3	2.4	1					
	うち、事務所	3	7	5	5	5	5.0	3					
	うち、その他	23	27	32	15	31	25.6	24					
小計	事故件数(件)	75	71	80	53	67	69.2	74	33.7%	28.4%	25.0%	0.0%	
	うちB級以上事故(件)	0	0	0	1	0	0.2	0					
	死亡者数(人)	0	0	0	1	0	0.2	0					
	負傷者数(人)	39	38	18	25	13	26.6	17					
合計	事故件数(件)	195	212	203	198	220	205.6	261	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	
	うちB級以上事故(件)	0	1	1	1	1	0.8	0					
	死亡者数(人)	0	1	0	1	1	0.6	0					
	負傷者数(人)	50	46	32	29	21	35.6	26					
	B級負傷者数(人)	0	0	8	19	0	5.4	0					

(6) 発生箇所別の事故発生状況

- ・2022年の事故の発生箇所別発生状況については、表－9のとおり、
  - －供給設備が145件(供給管が76件、高圧ホース・集合装置・ガスメータが26件、調整器が21件、容器・容器バルブが12件、バルク貯槽・バルク容器・附属機器等が5件、その他が5件)である。
  - －消費設備が114件(配管が60件、金属フレキシブルホース・燃焼器用ホース・ゴム管等が15件、業務用燃焼器(業務用こんろや業務用レンジなど)が11件、末端ガス栓が8件、風呂釜が7件、瞬間湯沸器が6件、こんろが3件、その他が4件)である。
  - －その他(充てん設備等)が0件である。
 なお、調査中であり、事故の発生箇所が供給設備か消費設備か不明であるものが2件である。
- ・直近5ヶ年平均については、表－9のとおり、
  - －供給設備が102.2件(供給管が47.4件、高圧ホース・集合装置・ガスメータが22.8件、調整器が19.2件、容器・容器バルブが7.0件、バルク貯槽・バルク容器・附

属機器等が 3.4 件、その他が 2.4 件) である。

—消費設備が 101.0 件(配管が 44.8 件、金属フレキシブルホース・燃焼器用ホース・ゴム管等が 10.8 件、業務用燃焼器が 16.2 件、末端ガス栓が 12.0 件、風呂釜が 8.8 件、瞬間湯沸器が 3.6 件、こんろが 1.8 件、その他が 3.0 件) である。

—直近 5 ヶ年平均の発生箇所別割合のうち、供給管が約 23.1%、配管は約 21.8%、高圧ホース・集合装置・ガスメータが 11.1%であるのに対して、2022 年は供給管が 29.1%、配管が 23.0%と増加し、高圧ホース・集合装置・ガスメータが 10.0%と減少した。

・発生箇所別の事故原因の代表例は、以下のとおりである。

- 「容器・容器バルブ」：容器交換時の接続ミス、腐食・劣化
- 「調整器」：接続不良等の作業ミス、腐食・劣化、故障・不具合
- 「高圧ホース・集合装置・ガスメータ」：接続不良等の作業ミス、落雪・積雪による損傷
- 「バルク貯槽・バルク容器・附属機器等」：液取出し弁の誤開放
- 「供給管」：一般消費者等、他工事業者又は落雪・積雪による損傷、腐食・劣化
- 「配管、金属フレキシブルホース・燃焼器用ホース・ゴム管等」：他工事業者又は落雪・積雪による損傷、腐食・劣化
- 「末端ガス栓」：未使用側の誤開放
- 「瞬間湯沸器」：経年劣化、他工事業者による損傷
- 「風呂釜」：点火ミス
- 「業務用燃焼器」：点火ミス、栓の不完全閉止

・直近 5 ヶ年平均の発生箇所別死傷者数のうち、業務用燃焼器が 13.8 人と、他の発生箇所に比べて多いのに対し、2022 年は 7 人であり、平均を大幅に下回った。また、消費設備においては直近 5 ヶ年平均が 26.0 人に対し、2022 年は 22 人であり平均を下回っている。



表－9 発生箇所別の事故件数及び死傷者数の推移

発生箇所別		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年	直近 5年平均	2022年
		発生箇所別割合								
供給設備	容器	9	1	9	6	10	7.0	12	3.4%	4.6%
	容器バルブ	0	0	0	0	0	0.0	0		
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		6	0	0	0	0	1.2	0		
	調整器	13	21	11	25	26	19.2	21	9.3%	8.0%
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		3	2	0	1	0	1.2	0		
	高圧ホース 集合装置 ガスメーター	23	20	18	24	29	22.8	26	11.1%	10.0%
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		0	0	0	2	0	0.4	0		
	バルク貯槽 バルク容器 付属機器等	2	4	5	4	2	3.4	5	1.7%	1.9%
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
供給管	40	52	42	47	56	47.4	76	23.1%	29.1%	
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	1	3	3	0	1	1.6	0			
その他	0	2	5	4	1	2.4	5	1.2%	1.9%	
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
小計	87	100	90	110	124	102.2	145	49.7%	55.6%	
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	10	5	3	3	1	4.4	0			
消費設備	配管	39	46	55	42	42	44.8	60	21.8%	23.0%
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		4	2	2	1	1	2.0	3		
	末端ガス栓	11	13	13	12	11	12.0	8	5.8%	3.1%
		0	0	1	0	0	0.2	0		
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		5	5	10	1	5	5.2	2		
	金属フレキシブルホース 低圧ホース ゴム管等	14	11	9	8	12	10.8	15	5.3%	5.7%
		0	0	0	0	0	0.0	0		
		4	1	0	0	4	1.8	7		
	こんろ	4	3	2	0	0	1.8	3	0.9%	1.1%
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	2	1	0	0	0	0.6	2			
瞬間湯沸器	7	2	3	1	5	3.6	6	1.8%	2.3%	
	0	1	0	0	0	0.2	0			
	0	1	0	0	0	0.2	0			
	0	0	0	1	1	0.4	0			
風呂釜	7	13	6	11	7	8.8	7	4.3%	2.7%	
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	1	2	1	0	1	1.0	0			
業務用燃焼器	23	21	18	9	10	16.2	11	7.9%	4.2%	
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	22	25	14	3	5	13.8	7			
その他	3	0	5	4	3	3.0	4	1.5%	1.5%	
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	2	0	2	1	1	1.2	2			
小計	108	109	111	87	90	101.0	114	49.1%	43.7%	
	0	1	1	0	0	0.4	0			
	0	1	0	0	0	0.2	0			
	40	36	29	7	18	26.0	23			
その他(充てん設備 等)	0	1	0	0	3	0.8	0	0.4%	0.0%	
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	0	0.0	0			
	0	0	0	0	1	0.2	0			
不明	0	2	2	1	3	1.6	2	0.8%	0.8%	
	0	0	0	1	0	0.2	0			
	0	0	0	1	1	0.4	0			
	0	5	0	19	1	5.0	3			
合計	195	212	203	198	220	205.6	261	100.0%	100.0%	
	0	1	1	1	0	0.6	0			
	0	1	0	1	1	0.6	0			
	50	46	32	29	21	35.6	26			



## (7) 死傷者を伴う事故

- ・2022年の死傷者を伴う事故については、表-10のとおり、事故件数が22件であり、2021年の21件から増加したが、直近5ヶ年平均の24.6件を下回った。
- ・2022年の事故のうち、一般消費者等に起因する事故件数は13件であり、2021年と同数であり、直近5ヶ年平均の14.8件を下回った。なお、死傷者を伴う総事故件数の59.1%を占め、原因者等別で最も割合が高い。
- ・LPGガス販売事業者等に起因する事故件数は3件であり、2021年の1件から増加し、直近5ヶ年平均の2.2件を上回った。

表-10 原因者等別の事故件数（死傷者を伴う事故）

原因者等別	原因者別割合									
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近5年平均	2022年	直近5年平均	2022年	
一般消費者等起因	22	20	16	3	13	14.8	13	60.2%	59.1%	
うち 点火ミス、立ち消え	(12)	(8)	(8)	(1)	(4)	(6.6)	(4)			
うち 不適切な使用	(8)	(6)	(2)	(0)	(5)	(4.2)	(6)			
うち 誤開放	(2)	(3)	(5)	(2)	(1)	(2.6)	(1)			
一般消費者等及びLPGガス販売事業者等起因	1	0	1	2	0	0.8	0	3.3%	0.0%	
LPGガス販売事業者等起因	6	2	1	1	1	2.2	3	8.9%	13.6%	
うち 腐食等劣化	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0.4)	(2)			
うち 工事ミス、作業ミス	(4)	(2)	(0)	(1)	(1)	(1.6)	(1)			
うち 容器交換時の接続ミス等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)			
その他の事業者起因	7	2	2	1	5	3.4	1	13.8%	4.5%	
うち 設備工事業者	(4)	(1)	(0)	(0)	(2)	(1.4)	(1)			
うち 充てん業者	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0.2)	(0)			
うち 他工事業者	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1.8)	(0)			
うち 器具メーカー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)			
雷害等の自然災害	1	1	0	0	0	0.4	0	1.6%	0.0%	
うち 雪害	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0.4)	(0)			
その他	1	2	0	0	0	0.6	1	2.4%	4.5%	
不明	2	3	1	4	2	2.4	4	9.8%	18.2%	
合計	40	30	21	11	21	24.6	22	100.0%	100.0%	

## (8) 体積販売及び質量販売

## a) 体積販売

- ・2022年の体積販売に係る事故は、258件（総件数261件）であり、全体の事故の98.9%を占める。

## b) 質量販売

- ・2022年の質量販売<sup>※6</sup>に係る事故は3件である。（表-11参照）

※6：LPGガスの販売方法には、体積販売と質量販売がある。体積販売とは、ガスメータを通過したLPGガスの体積に応じて課金する方法で、通常、一般の住宅向けは体積販売である。質量販売とは、容器に充填したLPGガスの質量（重量）を測り、その質量（重量）に応じて課金する方法。

- 一事案件数は3件であり、2021年の5件から減少し、直近5ヶ年平均6.0件より下回っている。



- 死傷者数については、死亡者数は 0 人、発生した事故 3 件すべてで負傷者が発生し、計 4 名が負傷した。
  - 事故の原因については、接続不良が 2 件、弁の不完全閉止が 1 件であった。
  - 発生箇所については、業務用燃焼器が 1 件、末端ガス栓が 1 件、その他消費設備（調整器）が 1 件であった。
  - 発生場所については、2 件が屋外、1 件が屋内で発生した。
- ・ 質量販売に係る事故 1 件あたりに対する死傷者数については、表-12 のとおり、
    - 2022 年は 1.3 人/件である。2022 年の 1.3 人/件は、2022 年の体積販売の 0.1 人/件に対して約 13 倍であった。
  - ・ 質量販売に関する事故事例は以下の通り。
    - 2022 年 1 月 1 日 神奈川県 漏えい火災  
 2022 年 1 月 1 日（土）2 時 15 分頃、消費者が消防に火災発生を通報し、消防が出動した。器具とゴムホースの接続部から、LP ガスが漏えいし近くの火気に引火した。原因は、器具とゴムホースの接続不良（6mm のホースエンドに 9 mm のゴムホースを接続したため、構造上隙間が生じてしまった）であったため、ゴムホースが外れ、LP ガスの漏えいにいたったことによるもの。
    - 2022 年 5 月 14 日 福岡県 漏えい火災  
 8kg ボンベの交換時、消費者がガス調整器を取り外し、新しいボンベ容器に取付けした際、調整器の締め付け不足によるガス漏えいが発生した。フライヤー点火時に漏えいしたガスに引火し、火傷を負った。

表-11 質量販売の事故件数及び死傷者数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年
事故件数(件)	12	4	6	3	5	6.0	3
うちB級以上事故(件)	0	0	1	0	0	0.2	0
死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0
負傷者数(人)	11	4	11	2	2	6.0	4

表-12 質量販売及び体積販売の事故件数及び1件あたりの死傷者数

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年
質量販売先	事故件数(件)	12	4	6	3	5	6.0	3
	死傷者数(人)	11	4	11	2	2	6.0	4
	死傷者数/事故件数	0.9	1.0	1.8	0.7	0.4	1.0	1.3
体積販売先	事故件数(件)	183	208	197	195	215	199.6	258
	死傷者数(人)	39	43	21	28	20	30.2	22
	死傷者数/事故件数	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1

## (9) バルク供給

- ・2022年のバルク供給<sup>※8</sup>に係る事故件数は、表-13のとおり、24件であり、2021年の12件から増加し、直近5ヶ年平均6.0件を上回った。

※8：バルク供給とは、予め住宅や商用施設に設置されたバルク貯槽又はバルク容器へバルクローリーから直接LPGガスを充填する供給方法である。

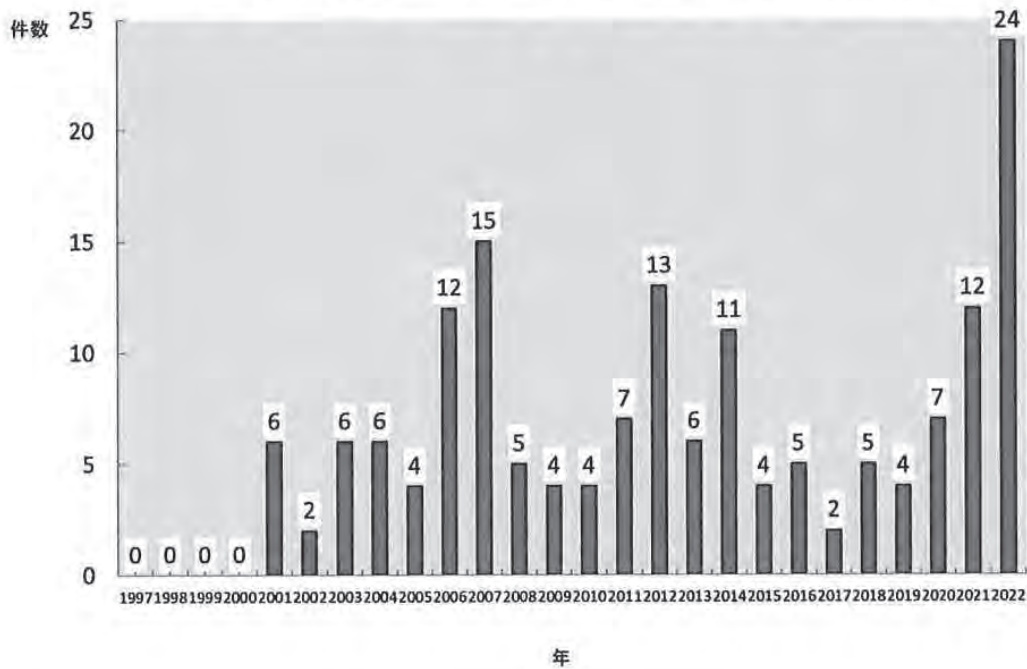
- ・事故原因については、他工事業者や消費者による供給管の損傷が12件、バルク貯槽の安全弁、集合装置の損傷がそれぞれ1件、気化器のOリングの劣化によるものが1件、接続不良が1件、雪害等の自然災害によるものが3件、工事ミスが1件、不明が4件であった。
- ・バルク貯槽にて集合供給を行う場合、供給管を埋設している場合が多く、他工事業者の事故の増加に伴い、バルク供給の事故が増加したと推定される。

表-13 バルク供給（充填設備・供給設備）に係る事故件数の推移

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近 5年平均	2022年
バルク供給 (充てん設備・供給 設備)	事故件数(件)	2	5	4	7	12	6.0	24
	死傷者数(人)	0	0	0	0	1	0.2	0
【参考】バルク供給 (消費設備・その他)	事故件数(件)	23	23	25	16	3	18.0	12
	死傷者数(人)	7	4	6	2	1	4.0	0
【参考】容器供給 (300kg以上、供給 側)	事故件数(件)	22	30	35	41	43	34.2	37
	死傷者数(人)	0	2	3	0	0	1.0	0
【参考】容器供給 (300kg以上、消費 側・その他)	事故件数(件)	32	22	32	23	19	25.6	33
	死傷者数(人)	13	7	5	21	5	10.2	7



図-4 バルク供給（充填設備・供給設備）に係る事故件数



(10) 他工事事故

- ・2022年の他工事に係る事故については、表-14のとおり、
  - 事故件数は72件であり、2021年の64件から8件増加し、直近5ヶ年平均の54.6件を上回った。2016年より増加傾向にある。
  - このうち、解体工事、土木工事、建設工事、リフォーム工事関係による事故が36件、水道・排水工事による事故が17件、外構工事、造園工事関係による事故が10件発生している。また、事故件数72件のうち51件が埋設管で発生しており、51件のうち17件がポリエチレン管の、12件が白管の損傷事故であった。
  - 死傷者数については、死亡者数は0人、負傷者数は0人で、2021年より減少し、直近5ヶ年平均の負傷者数の2.2人を下回った。
  - なお、事故件数72件のうち63件において、工事関係者と事前連絡を実施していることが確認できなかった。また、工事関係者と事前連絡がとれているものであっても、販売事業者が立ち会う前に作業員が工事したために事故に至ったケースがあった。

表-14 他工事事故件数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	直近5年平均	2022年
事故件数(件)	49	48	58	54	64	54.6	72
うちB級以上事故(件)	0	0	0	0	0	0.0	0
死亡者数(人)	0	0	0	0	0	0.0	0
負傷者数(人)	3	2	2	1	3	2.2	0

## (11) 業務用施設における事故

- ・2022年は、業務用施設<sup>※9</sup>における事故が74件発生した。死者はなく、負傷者は17人であった。

※9：業務用施設の他、住宅及び業務用施設いずれにも含まれない施設（空き地、道路など）が含まれる。

- ・発生設備別で見ると、配管が22件と最も多く、次は供給管が15件である。また、負傷者数では業務用燃焼器が7人であり、低圧ホース、金属フレキシブルホース、ゴム管が5人である。
- ・なお、業務用施設における業務用燃焼器事故の事例としては以下の通り。

## —2022年6月2日 福岡県 漏えい爆発

業務用施設の厨房において、コンロ下配管接続部より漏えいしたガスに引火し、爆発火災に至った。漏えいした箇所は、埋設部よりプラスチック被覆鋼管で立上り、継手に白管用継手を使用していた。継手接続部の腐食のため、ガスの微少漏えいがあり、側溝にガスが溜り、近くにあるガス炊飯器の種火が引火元となり、爆発火災となった。

ガスメータを確認するとC遮断しており、可能性としては、ガス漏えいののち引火し爆発した勢いで当該接続部より漏えい量が増加したためと考えられる。また、ガス警報器は、消費者にて誤作動等が多いためコンセントより外されており、ガスが漏れていることを察知することが出来なかった。

一次原因は、プラスチック被覆鋼管と白管用継手の継手部において、プラスチック被覆鋼管のネジ部分が腐食していたため、微少漏えいが発生していたと推定される。

二次原因は、ガス警報器が、消費者にて誤作動等が多いためコンセントより外されており、ガスが漏れていることを察知することが出来なかったことによるもの。また、定期消費設備調査を期限内に実施していなかったこと（保安機関への委託漏れ）。

## —2022年11月1日 静岡県 漏えい

2022年11月1日（火）午前10時頃、小学校の給食室にて、調理中の回転釜に接続された燃焼器具接続用金属フレキシブルホースが損傷しガスが漏えいした。ガス警報器が作動し、連動された遮断弁が作動しガスを遮断した。作業中の職員4名のうち3名が体調不良を訴え救急搬送。3名は当日中に回復し帰宅。当該金属フレキシブルホースは、10月5日（水）に小学校からの通報により点検を行いガスの漏えいが確認されたため新品の金属フレキシブルホースに交換を行った。

原因は、当該回転釜が異常な動作をしていたと考えられるため、回転釜に接続された燃焼器具接続用金属フレキシブルホースが損傷した。金属フレキシブルホースに過剰な負荷がかかる状況が断続的に続いたと推定される。

表-15 2022年の業務用施設における発生箇所別事故件数及び負傷者数

発生箇所別		件数	死傷者	負傷者
供給設備	容器、容器バルブ	2	0	0
	バルク貯槽	3	0	0
	高圧ホース、ガスメータ	2	0	0
	調整器	3	0	0
	供給管	15	0	0
	その他	1	0	0
消費設備	配管	22	0	3
	低圧ホース 金属フレキシブルホース ゴム管	9	0	5
	末端ガス栓	2	0	0
	こんろ	1	0	0
	瞬間湯沸器	1	0	0
	業務用燃焼器	11	0	7
	その他燃焼器	1	0	1
	その他の消費設備	1	0	1



## (12) 法令違反を伴う事故

- ・2022年は、法令違反を伴う事故が11件発生した。このうち3件で人的被害を伴う事故があった。
- ・2022年のL Pガス販売事業者等が原因者に含まれる事故を合計すると72件（L Pガス販売事業者等起因65件、一般消費者等及びL Pガス販売事業者等起因7件）であるが、このうち7件（約9.7%）がL Pガス販売事業者等の法令違反を伴う事故であった（7件のうち、人的被害を伴う事故は0件）。
- ・主な法令違反の内容は、以下のとおりであった。
  - －事故届の未届（立入検査にて発覚したもの）。
  - －消費設備の点検、管理の注意すべき基本事項の周知の怠り。
  - －容器交換時等供給設備点検の不備。

## 2. 分析のまとめ

- ・2022年の事故発生件数は261件であった。2006年に事故発生に伴う事故届の徹底指導等により事故件数が増加して高止まりの傾向が続いていたが、2014年から2016年までは減少した。2017年から2020年までは200件前後で推移していたが、2021年からは増加傾向にある。2022年の死傷者数は26人（死亡者0人、負傷者26人）と前年の22人（死亡者1人、負傷者21人）よりも増加したが、ここ5年間平均の36.2人（死亡者0.6人、負傷者35.6人）を下回るものとなった。死亡者においては2016年から0人～1人の間で推移している。負傷者においては、2014年から2021年まで連続して減少したが、2022年は増加した。
- ・負傷者を伴う事故は22件発生しており、このうち13件（全体の59.0%）が点火ミスや未使用側末端ガス栓の誤開放といった一般消費者等起因の事故である。
- ・雪害事故（一般消費者等、L Pガス販売事業者または一般消費者等及びL Pガス販売事業者が起因の事故を除く。）は26件で、前年の19件から7件増加した。一般消費者等、L Pガス販売事業者または一般消費者等及びL Pガス販売事業者が起因による雪害の事故を含めると43件発生した。豪雪地帯等に指定されている降雪の多い地域においては、折損式の調整器の使用や落雪の影響のない場所へ設備を設置するなど今後も適切な落雪対策を講じることが重要である。また、一般消費者による雪下ろしにより設備が損傷する事例もあることから、一般消費者等への注意喚起を図る必要がある。
- ・事故の現象別では、2019年から引き続き、2022年もCO中毒事故が発生しなかった。しかし、CO中毒事故はひとたび発生すれば多数の被害を伴い、また、特に業務用施設においては、1件あたりの症者数の割合が高い傾向にあることから、引き続き業務用施設等の使用者又は所有者に対して、CO警報器又は業務用換気警報器の設置を促進する等対策が必要である。また、公民館等の体験教室におけるCO中毒事故のように、業務用燃焼器を使い慣れていない一般消費者等が当該燃焼器を用いてCO中毒事故に至るケースがある。施設管理者等を通じて施設を利用する一般消費者等に周知内容の理解を徹底する必要がある。
- ・原因者別の発生状況からみると、一般消費者等起因の事故は55件であり、事故全体の約21.1%を占めた。事故の主な原因では、燃焼器の取扱いミスなどの消費機器の不適



切な使用や風呂釜の点火ミス・立ち消えが多い。LPGガス販売事業者等起因の事故は、65件であった。主な原因として、供給設備の腐食、劣化等や容器交換時等の接続ミス等、工事ミス、作業ミスなどがある。

- ・場所別の発生状況についてみると、住宅と業務用施設等とで大別してみた場合、2022年の事故件数は住宅が187件で約71.6%、業務用施設等が74件で約28.4%の割合で、死傷者数の発生状況では、住宅が9人で約34.6%、業務用施設等が17人で約65.4%の割合である。
- ・質量販売に係る事故は、3件発生し、負傷者数が4人であった。多くが一般消費者等に起因するものであることから、質量販売先の一般消費者等に対し、質量販売事故防止のための周知を確実に実施する必要がある。
- ・他工事に係る事故は、72件発生しており、2021年の64件より増加した。2019年からは50件以上を推移している。2022年の72件のうち、解体工事、土木工事、建設工事、リフォーム工事関係による事故が36件、水道・排水工事による事故が17件、外構工事、造園工事関係による事故が10件発生している。また、72件のうち、63件において、工事関係者との事前連絡について確認できていない。さらに72件のうち、51件が埋設管であることから、地盤面下にLPGガスの供給管または配管があることを知らず工事を行い、損傷した場合が多数と推定される。引き続き、一般消費者等のみならず、工事関係者に対しても事前連絡体制等の構築や、原則として工事に立ち会うこと等により工事事業者の担当のみならず、工事にあたる関係者全員に対する積極的な周知等を行うことが望まれる。
- ・業務用施設における事故は、74件発生した。死者はなく、負傷者は17人であった。負傷者数は業務用燃焼器が6人と最も多く、器具の使用に不慣れな人間が取り扱ったため事故となったものや、作業手順ミスがあり事故となったものがあった。
- ・原因者が販売事業者又は一般消費者及び販売事業者の事故72件のうち、法令違反を伴う事故は7件（約9.7%）であった。

以上

## 5 令和4年度(令和4.10.1～5.10.1)LPガス事故集計表 (令和5.6.30現在中間集計)

1表	LPガス事故(速報)集計表	46
2表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表	47
3表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故(経年推移)	48
4表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の損害対象別分類	50
5表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故 (都道府県別発生状況 令和4年度・令和3年度)	52
6	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故事例	56

## LPガス事故集計について

当事業団においては、次のような事故を集計の対象としています。

なお、年度の区切りは、各年10月1日午後4時から翌年の10月1日午後4時まで（保険年度）です。

- 1 各都道府県LPガス協会（事業団支部）から、次の種類の事故として報告があったもの
  - ① LPガスの漏えい等による事故（偶発事故）
  - ② LPガスの漏えい等による事故（自損事故）
  - ③ 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故  
（容器を輸送、運搬、交換中、容器を転落、転倒などさせて、人にけがをさせ、あるいは他人の自動車や施設、建物、工作物等の一部に損傷を与えるというような事故）
- 2 液化石油ガス法に係る事故のうち経済産業省がNews Releaseとして公表したもの
- 3 LPガス事業者賠償責任保険の幹事損害保険会社から、事故が発生した結果、同保険により保険金を支払ったと報告があったもの

1表 令和4年度（令和4.10.1～令和5.10.1）LPガス事故（速報）集計表  
（令和5.6.30現在 中間集計）

損害区分 事故別区分	令和4年度							令和3年度				
	事故件数		人身被害		建物損害		車、その他 動産損害	令3.6.30現在		令4.6.30現在		
	件数	比率	死亡	傷害	全焼壊	一部 損害		件数	比率	件数	比率	
	件	%	人	人	件	件	件	件	%	件	%	
LPガスの漏えい等による事故	0								4	100	10	100
事業者ミス									2	50.0	6	60.0
消費者ミス												
第三者責任											2	20.0
不可抗力												
原因不明									2	50.0	2	20.0
自損事故												
事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故 （容器運搬中容器が転倒し建物、車を破損等）	293						225	68	400		842	
合計			3	人	人	件	件	件		件		件
	293						225	68	404		852	

- (注) 1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。  
 2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。  
 損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。  
 このため、前年度の事故件数については、現時点での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するために1年前の集計も併せて計上している。  
 3 令和4年度の数値は、保険期間（10月1日～10月1日）の中間報告であり、今後増加が見込まれる。



2表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表

原因区分 損害区分		令和 4年度 (令5.6.30 現在) (注3)	人 身 被 害					対 物 損 害			令和3年度	
			死 亡		傷 害		小計	建物、 工作物等	車、 その他 動産	小計	令4.6.30 現在	令5.6.30 現在
			消費者	第三者	消費者	第三者						
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 倒等による 事故	小計	180						138	42	180	226	449
	うち販売事業者扱い	83						61	22	83	91	197
	うち配送事業者扱い	92						74	18	92	134	250
	うち受託認定保安機関扱い	5						3	2	5	1	2
(2) 容器運搬 具の接触 等による事 故	小計	47						37	10	47	62	111
	うち販売事業者扱い	23						17	6	23	27	41
	うち配送事業者扱い	24						20	4	24	35	70
	うち受託認定保安機関扱い											
(3) 事業者施 設(建物、 塀、看板等 の工作物) の倒壊、ガ ススタンド における作 業ミス等 による事故	小計	1							1	1	5	12
	うち販売事業者扱い											2
	うち配送事業者扱い											
	うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い	1							1	1	5	10
(4) 単なる工 事、作業等 のミスによ る事故	小計	62						49	13	62	106	262
	うち販売事業者扱い	58						46	13	59	99	244
	うち配送事業者扱い	2						1		1	4	13
	うち受託認定保安機関扱い	2						2		2	3	5
(5) そ の 他	小計	3						1	2	3	1	8
	うち販売事業者扱い	2						1	1	2	1	7
	うち配送事業者扱い	1							1	1		1
	うち受託認定保安機関扱い											
合 計	合計	293						225	68	293	400	842
	うち販売事業者扱い	166						125	42	167	218	491
	うち配送業者扱い	119						95	23	118	173	334
	うち受託認定保安機関扱い	7						5	2	7	4	7
	うちスタンド扱い	1							1	1	5	10

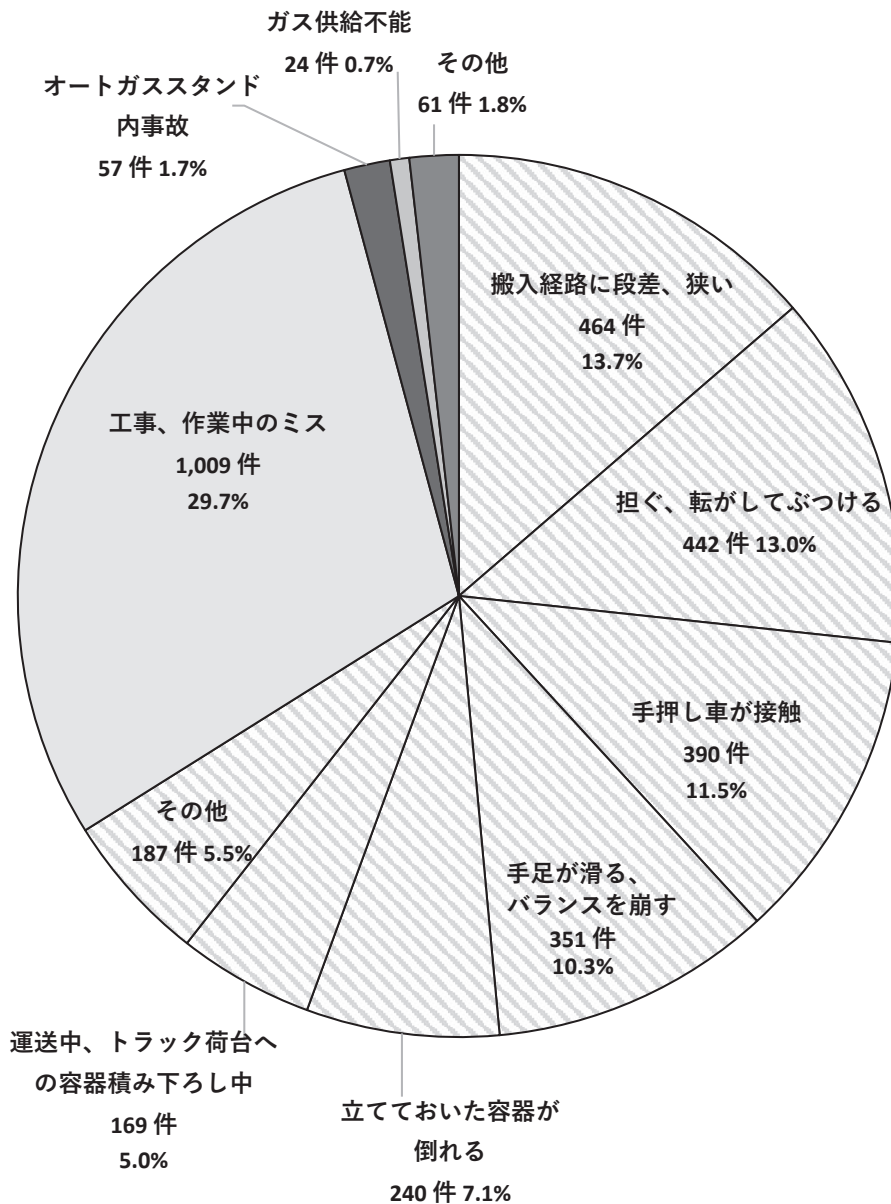
- (注) 1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。  
 2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。  
 損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。  
 このため、前年度の事故件数については、現時点での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するために1年前の集計も併せて計上している。  
 3 令和4年度の数値は、保険期間（10月1日～10月1日）の中間報告であり、件数は今後増加が見込まれる。  
 4 人身被害・対物被害の双方が発生している事故があるため、損害区分別の小計と合計の件数が一致していない。

3表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（経年推移）

区 分	事 故 原 因	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	合 計				
							件数	比率			
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 落、転倒に よる事故	人 力	a. 天候等で手が滑る	48	38	47	52	9	194	5.7		
		b. 天候等で足元が滑る	14	21	11	6	11	63	1.9		
		c. 身体のバランスを崩す	8	12	20	36	18	94	2.8		
		d. 搬入経路に段差や坂がある	37	40	52	53	13	195	5.7		
		e. 搬入経路の足場が不良	3	1	6	2	1	13	0.4		
		f. 搬入経路が狭い	47	58	64	40	20	229	6.7		
		g. 容器設置場所が狭い	7	12	2	4	2	27	0.8		
		h. 立てておいた容器が倒れる	42	46	79	55	18	240	7.1		
		i. 担いだり転がしてぶつける	84	87	132	104	35	442	13.0		
		j. 手押車から容器が転落	5	8	13	4	6	36	1.1		
		k. その他	29	27	32	37	26	151	4.4		
	配送車 (パワー ゲート)	l. ゲートから容器が落下	15	24	12	15	3	69	2.0		
		m. 容器の積載方法が不良			2	1		3	0.1		
		n. 荷台から容器が落下	3	9	12	10	5	39	1.1		
		o. その他	2	4	7	30	13	56	1.6		
	吊上げ機	p. ワイヤーが切れる		1	1			2	0.1		
		q. フックが折れる						-	0.0		
	小 計		344	388	492	449	180	1,853	54.6		
	(2) 容器運搬具の事故	r. 手押車（二輪車）等が他物に接触	73	81	75	109	47	385	11.3		
s. 壁に立掛けた運搬具が倒れる			1	2	2		5	0.1			
小 計		73	82	77	111	47	390	11.5			
(3) そ の 他	t. 工事、作業 中のミス	t1. 容器置場	180	245	260	26	3	1009	29.7		
		t2. 配管								29	14
		t3. 器具取付け								19	13
		t4. 消費設備修理								138	26
		t5. 保安業務								44	6
		t6. バルク関係								6	
	小計	262	62								
	u. ガスの供給不能	5	2	7	8	2	24	0.7			
	v. オートガススタンド内事故	15	15	16	10	1	57	1.7			
	w. 上記以外	27	24	7	2	1	61	1.8			
小 計	227	286	290	282	66	1,151	33.9				
合 計		644	756	859	842	293	3,394	100			

(注) 1 令和5年6月30日時点での数値です。  
2 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合があります。

【ガス漏れによらない事故 原因区分別分類】  
 (平成30～令和4年度 3,394件中)  
 (令和5年6月30日現在)



斜線部は「容器運搬中の事故」(2,243件(66.1%))の内訳

4表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の損害対象別分類

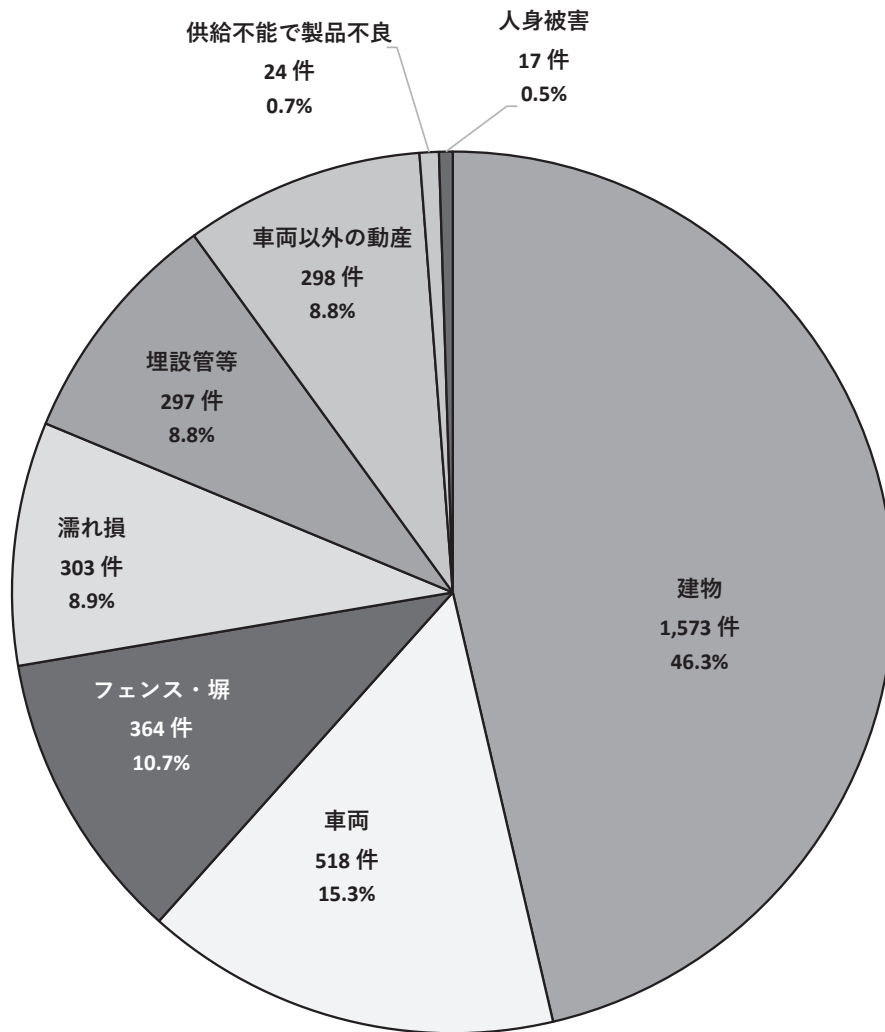
年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計	
	件	件	件	件	件	件数	比率
<b>物 損</b>	<b>637</b>	<b>754</b>	<b>855</b>	<b>838</b>	<b>293</b>	<b>3,377</b>	99.5
(内 訳)							
建物	272	313	413	432	143	1,573	46.3
フェンス・塀	84	95	101	67	17	364	10.7
埋設管（排水・浄化槽等）	50	60	77	68	42	297	8.8
濡損	66	81	70	63	23	303	8.9
車両等	104	127	117	127	43	518	15.3
供給不能等で仕掛品不良	5	2	7	8	2	24	0.7
	陶磁器 仕掛品（医薬品） ソケット 食材 お茶	美容室髪質改善代金等 鶏26,000羽	陶磁器 コメ4,075kg 金属部品 飲食店営業損失 麩菓子原材料 中上げ 商品タイル原材料	陶磁器 2 機械 製品 食材ロス・営業損失 菓子 養鶏場ひな ベアリング	飲食店の米 パックライス		
その他 （エアコン室外機、テレビ、洗濯機、パソコン、温室、水槽、湯沸器、盆栽、灯籠等）	56	76	70	73	23	298	8.8
<b>人 損</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	0.5
ガススタンドでトランクに挟込み、充てんノズル操作ミスで負傷	4		1	1		6	0.2
容器積込み交換中に、容器が歩行者に接触等		1		1		2	0.1
その他	3	1	3	2		9	0.3
<b>合 計</b>	<b>644</b>	<b>756</b>	<b>859</b>	<b>842</b>	<b>293</b>	<b>3,394</b>	100

(注) 1 令和5年6月30日時点での数値です。

2 複数の被害が発生している事故については、より被害が大きいものの区分に計上した。



【ガス漏れによらない事故 損害対象別分類】  
 (平成30～令和4年度 3,394件中)  
 (令和5年6月30日現在)



5表 令和4年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れに

事故内容 区分	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業中の ミスによる事故	(5) その他	
都道府県						
北海道	21	3	0	10	0	34
青森県	4	3	0	4	1	12
秋田県	0	0	0	0	0	0
岩手県	2	0	0	0	0	2
山形県	0	0	0	0	0	0
宮城県	3	0	0	2	0	5
福島県	3	0	0	5	0	8
栃木県	0	1	0	1	0	2
茨城県	1	1	1	2	0	5
千葉県	7	5	0	2	1	15
埼玉県	20	2	0	2	0	24
群馬県	0	2	0	0	0	2
東京都	11	0	0	0	0	11
神奈川県	22	4	0	2	0	28
新潟県	1	0	0	0	1	2
長野県	2	0	0	1	0	3
山梨県	1	1	0	0	0	2
静岡県	4	2	0	1	0	7
愛知県	13	4	0	4	0	21
三重県	4	2	0	1	0	7
岐阜県	2	1	0	1	0	4
富山県	1	0	0	0	0	1
石川県	2	0	0	2	0	4

## よらない事故」の都道府県別発生状況(令和5年6月30日現在)

単位:件

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業中の ミスによる事故	(5) その他	
福井県	3	1	0	0	0	4
滋賀県	0	2	0	2	0	4
京都府	2	0	0	1	0	3
奈良県	3	1	0	2	0	6
和歌山県	2	0	0	0	0	2
大阪府	1	1	0	0	0	2
兵庫県	4	1	0	1	0	6
鳥取県	2	0	0	0	0	2
岡山県	4	3	0	7	0	14
島根県	1	0	0	0	0	1
広島県	6	0	0	1	0	7
山口県	3	1	0	1	0	5
徳島県	2	0	0	0	0	2
香川県	0	0	0	1	0	1
高知県	1	0	0	0	0	1
愛媛県	5	2	0	0	0	7
福岡県	7	2	0	3	0	12
佐賀県	0	0	0	0	0	0
長崎県	2	0	0	1	0	3
大分県	0	0	0	0	0	0
熊本県	3	1	0	1	0	5
宮崎県	2	1	0	1	0	4
鹿児島県	3	0	0	0	0	3
沖縄県	0	0	0	0	0	0
合 計	180	47	1	62	3	293



5表(参考) 令和3年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れに

事故内容 区分	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業中の ミスによる事故	(5) その他	
都道府県						
北海道	39	5	0	28	1	73
青森県	6	1	1	5	0	13
秋田県	6	1	0	6	0	13
岩手県	1	1	0	1	0	3
山形県	4	2	0	3	0	9
宮城県	6	6	0	5	0	17
福島県	2	2	0	5	0	9
栃木県	5	1	0	1	0	7
茨城県	9	3	1	10	0	23
千葉県	24	5	0	3	0	32
埼玉県	58	13	1	25	0	97
群馬県	8	3	0	7	0	18
東京都	24	2	3	4	0	33
神奈川県	45	6	0	14	0	65
新潟県	3	0	0	3	0	6
長野県	1	3	1	10	0	15
山梨県	5	1	0	2	0	8
静岡県	10	4	0	10	0	24
愛知県	23	11	0	12	1	47
三重県	11	2	1	4	1	19
岐阜県	7	3	0	4	1	15
富山県	7	0	0	2	0	9
石川県	9	1	0	5	0	15

## よらない事故」の都道府県別発生状況(令和5年6月30日現在)

単位:件

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業中の ミスによる事故	(5) その他	
福井県	9	2	0	8	0	19
滋賀県	7	2	0	3	0	12
京都府	2	0	0	1	0	3
奈良県	4	2	2	3	0	11
和歌山県	4	0	0	1	0	5
大阪府	2	3	0	3	1	9
兵庫県	9	4	0	4	1	18
鳥取県	1	1	1	0	0	3
岡山県	13	1	0	24	0	38
島根県	4	2	0	1	0	7
広島県	16	2	0	10	0	28
山口県	3	1	0	3	0	7
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	7	1	0	2	0	10
高知県	4	0	0	2	0	6
愛媛県	4	3	1	2	0	10
福岡県	24	5	0	13	0	42
佐賀県	3	3	0	0	1	7
長崎県	2	1	0	1	1	5
大分県	1	0	0	4	0	5
熊本県	9	1	0	1	0	11
宮崎県	4	0	0	0	0	4
鹿児島県	1	1	0	0	0	2
沖縄県	3	0	0	7	0	10
合 計	449	111	12	262	8	842

## 6 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事件事例

事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（令和5年4月以降に把握したもの）について、参考のため、内容区分別に抽出してその概要をご紹介します。

### 1 容器輸送、運搬、交換中における容器の転落、転倒等による事故

#### ○令和3年7月30日発生 集合住宅

L Pガス容器交換をする際、トタン扉を外し立てかけて作業をしていたところ、強風によりトタン扉が倒れ、走行中の車に接触し損傷させた。

支払保険金 54万円

#### ○令和3年10月28日発生 工場

L Pガス容器交換をする際に、誤って建物にぶつかり損傷させた。

支払保険金 約44万円

#### ○令和4年2月6日発生 一般住宅

L Pガス容器を交換中にバランスを崩して容器を落下させてしまい、浄化槽を破損させた。

支払保険金 約66万円

#### ○令和4年8月4日発生 駐車場

L Pガス容器搬入時、パワーゲートに載せたボンベ（2本）を下ろしたところ、1本のボンベが倒れ、隣の駐車場に停まっていた車両に接触し、左リアピラーを損傷させた。

支払保険金 約86万円

#### ○令和4年9月16日発生 一般住宅

L Pガス容器ガス交換時に台車が自転車にぶつかり、倒れた自転車が駐車中の車両のバックドア等に接触し損傷させた。

支払保険金 約45万円



### ○令和4年10月18日発生 一般住宅

L Pガス容器（20kg）を手運びで移動中、駐車している車のすぐ後ろに設置されていたエアコン室外機の上を超えようとした際、容器のプロテクターが車両のリアバンパーに接触し損傷させた。

支払保険金 約73万円

### ○令和4年11月8日発生 集合住宅

L Pガス容器搬入時に、バランスを崩し通路に容器を落としコンクリートを破損させた。その後、引き取った容器を階段にぶつけ破損させた。

支払保険金 約57万円

### ○令和4年11月10日発生 事務所

L Pガス容器搬入中に、ボンベが倒れスライド式の門に接触し損傷させた。

支払保険金 約60万円

### ○令和4年11月25日発生 飲食店

L Pガス容器搬送時、搬入経路にあった塀を超えた際に窓ガラスに接触し破損させた。

支払保険金 約36万円

### ○令和4年12月19日発生 駐車場

L Pガス容器を荷台から降ろす際にボンベを落としてしまい、隣に駐車中の車両のバンパー部分に接触し損傷させた。

支払保険金 約47万円

### ○令和4年12月21日発生 自動車

L Pガス容器配送中に、バランスを崩し停まっていた車に接触し損傷させた。

支払保険金 約30万円

### ○令和4年12月22日発生 一般住宅

L Pガス容器交換時、雨で容器が滑り玄関扉に接触し損傷させた。

支払保険金 約49万円

### ○令和5年2月6日発生 一般住宅

L Pガス容器交換作業中、容器上部の保護カバーが車両に接触し損傷させた。

支払保険金 約39万円

### ○令和5年2月24日発生 集合住宅

LPガス容器搬送中、容器を倒してしまいマンション共用部フェンスとガラスを損傷させた。

支払保険金 約33万円

## 2 配管関係ミスによる事故

### ○令和3年5月6日発生 一般住宅

新築の住宅物件屋上にガスコックを取付ける際、雨じまいの措置が不十分だったため、引き渡し後に漏水し、天井、壁の広範囲に濡れ損が発生した。

支払保険金 約96万円

### ○令和4年12月1日発生 幼稚園

灯油管を接続させて引き渡したが、その接続が緩く、翌日漏油が発生。幼稚園の床等広範囲に損害が発生した。

支払保険金 約113万円

## 3 消費設備の取付け、修理作業中のミスによる事故

### ○令和4年1月9日発生 一般住宅

給湯器の水抜き作業を行った際、水抜き栓の締め方が十分ではなかったため、階下の床、壁、天井などに水漏れの損害を与えた。

支払保険金 約98万円

### ○令和4年1月27日発生 集合住宅

給湯器の交換作業時に、本体を固定する穴をドリルで開けていたところ、ドリルの刃が給水のためのパイプに当たり穴が開き、階下に水濡れの損害を与えた。

支払保険金 約58万円

### ○令和4年10月22日発生 集合住宅

浴室追い焚き給湯器の設置時に、プラグの締め方が甘く階下に水濡れの損害を与えた。

支払保険金 約34万円

#### ○令和4年11月7日発生 一般住宅

ガスファンヒーター2台の壁ボックス増設工事時に、穴あけドリルで筋交いを削り損傷させた。

支払保険金 約72万円

#### ○令和4年11月27日発生 集合住宅

給湯器の連結破損防止の水抜き作業実施後、バルブの締めが十分ではなく、漏水を引き起こし階下の部屋の天井クロスや床材等に水濡れの損害を与えた。

支払保険金 約54万円

#### ○令和5年2月5日発生 一般住宅

設置型の浄水器を設置した際、水道直圧が浄水器にかかる施工をしたことにより浄水器が破裂し、キッチンやフローリング床に水濡れの損害を与えた。

支払保険金 約90万円

### 4 バルク充てん等に伴うミスによる事故

#### ○令和4年12月31日発生 店舗

ガス充てん作業の指示漏れにより、供給先のスーパー調理場でガス切れを発生させ、寿司用の米が生煮え状態でしっかり炊けず、お客様に提供できない状態となり損害を与えた。

支払保険金 約40万円



令和4年度契約 (自 04.10.1  
至 05.10.1)

都道府県名	販売トン数				LPGガススタンド		配 送		保安機関		保険料 円
	販売所数	家庭業務用	工業用	卸用	スタンド	トン	事業所	トン	企	事	
		トン	トン	トン							
北海道	1,487	280,000	45,538	320,970	46	13,715	119	218,155	104	233	53,240,952
青 森	467	71,166	23,401	71,375	16	3,290	33	48,077	45	101	14,418,881
秋 田	226	54,818	16,788	45,787	10	1,577	22	25,126	36	74	9,929,932
岩 手	364	85,621	34,081	63,679	20	3,202	33	22,182	42	83	16,879,114
山 形	369	72,728	30,967	47,770	16	1,497	29	29,998	39	83	13,699,373
宮 城	522	136,732	24,324	93,898	23	5,943	39	66,978	57	107	23,825,326
福 島	607	132,060	22,477	70,947	20	4,095	41	65,418	53	113	23,521,050
(東北)	(2,555)	(553,125)	(152,038)	(393,456)	(105)	(19,604)	(197)	(257,779)	(272)	(561)	(102,273,676)
栃 木	576	125,693	28,905	78,986	18	1,794	33	74,712	44	87	21,858,139
茨 城	857	175,436	43,767	116,830	24	3,404	55	101,841	39	142	30,462,610
千 葉	676	174,708	16,786	97,127	32	10,537	69	135,067	54	151	29,950,677
埼 玉	917	327,937	45,597	255,109	29	13,967	81	284,433	55	177	57,034,158
群 馬	508	135,253	28,095	94,450	13	2,767	33	88,715	27	74	24,821,045
東 京	480	114,848	20,406	134,744	45	67,275	19	68,134	71	71	22,904,974
神奈川	631	264,503	14,320	192,205	36	25,506	52	153,491	45	128	44,247,109
新 潟	446	68,833	27,533	81,521	26	2,988	23	12,185	52	101	14,224,452
長 野	468	154,880	49,999	82,853	31	3,454	50	79,329	47	103	29,690,510
山 梨	254	65,756	11,853	45,093	12	1,847	23	49,451	21	40	12,945,822
静 岡	595	205,313	68,939	183,898	23	5,641	69	149,218	50	125	37,686,561
(関東)	(6,408)	(1,813,160)	(356,200)	(1,362,816)	(289)	(139,180)	(507)	(1,196,576)	(505)	(1,199)	(325,826,057)
愛 知	653	291,718	107,373	341,335	41	15,426	49	154,498	76	163	52,303,842
三 重	412	135,530	22,505	86,164	24	3,585	33	86,153	45	105	22,344,464
岐 阜	448	161,655	57,936	108,340	26	2,987	49	116,397	42	118	30,312,044
富 山	274	67,212	27,049	44,578	13	855	18	34,436	39	67	12,292,839
石 川	273	70,035	35,713	60,799	15	2,583	19	21,236	25	53	12,922,561
(中部)	(2,060)	(726,150)	(250,576)	(641,216)	(119)	(25,436)	(168)	(412,720)	(227)	(506)	(130,175,750)
東日本 小 計	12,510	3,372,435	804,352	2,718,458	559	197,935	991	2,085,230	1,108	2,499	611,516,435

\* 保安機関 { 企…企業数  
事…事業所数

## 全L協・全農契約集計表

(05.3.31)

都道府県名	販売トン数				LPGガススタンド		配 送		保安機関		保険料
	販売所数	家庭業務用	工業用	卸用	スタンド	トン	事業所	トン	企	事	円
		トン	トン	トン							
福 井	301	44,718	28,241	31,217	9	1,217	16	15,811	14	34	9,206,310
滋 賀	207	71,915	14,698	65,768	14	1,164	22	48,666	17	47	13,546,142
京 都	242	56,329	9,164	36,941	16	8,457	17	30,084	19	47	9,658,314
奈 良	277	43,777	4,725	24,712	16	4,202	21	27,218	20	35	8,297,574
和歌山	377	54,246	3,127	30,783	10	2,176	17	16,899	32	53	8,160,157
大 阪	475	91,549	55,363	95,290	30	31,108	25	39,485	39	70	19,890,209
兵 庫	484	123,135	42,423	85,349	45	14,372	56	84,462	41	96	24,216,817
(近畿)	(2,363)	(485,669)	(157,741)	(370,060)	(140)	(62,696)	(174)	(262,625)	(182)	(382)	(92,975,523)
鳥 取	115	34,123	8,014	27,475	8	902	12	26,436	11	22	6,658,580
岡 山	386	114,836	36,047	70,283	33	5,197	65	72,727	53	85	23,053,591
島 根	149	50,928	37,598	31,280	19	1,548	19	14,999	22	40	11,021,632
広 島	421	141,098	52,041	109,104	34	11,801	28	79,695	50	75	28,389,530
山 口	272	70,981	12,601	34,918	27	4,515	34	28,923	31	66	12,467,368
(中国)	(1,343)	(411,966)	(146,301)	(273,060)	(121)	(23,963)	(158)	(222,780)	(167)	(288)	(81,590,701)
徳 島	252	48,919	11,526	30,077	18	1,835	25	21,994	21	38	9,141,563
香 川	253	64,218	42,442	25,065	21	1,621	22	23,120	18	34	13,867,522
高 知	230	57,108	5,492	46,339	19	2,569	21	33,700	20	31	10,263,531
愛 媛	389	100,098	29,088	80,380	26	5,421	46	57,495	49	72	19,286,477
(四国)	(1,124)	(270,343)	(88,548)	(181,861)	(84)	(11,446)	(114)	(136,309)	(108)	(175)	(52,559,093)
福 岡	768	275,051	55,163	377,443	24	22,723	67	186,022	79	157	48,020,070
佐 賀	174	49,062	26,193	23,438	11	2,124	18	32,121	16	40	10,978,692
長 崎	326	72,926	15,819	39,565	12	4,389	18	54,809	29	61	12,441,992
大 分	283	83,180	18,028	69,418	22	4,519	29	44,175	33	64	16,131,756
熊 本	440	94,314	13,923	114,189	14	1,330	32	58,750	37	86	16,723,408
宮 崎	267	60,048	23,904	65,176	13	2,224	27	44,999	30	56	11,922,611
鹿児島	466	98,872	29,524	101,932	23	2,939	29	41,623	45	95	18,775,065
沖 縄	239	108,284	7,389	61,640	3	3,213	19	48,411	22	35	18,670,710
(九州)	(2,963)	(841,737)	(189,943)	(852,801)	(122)	(43,461)	(239)	(510,910)	(291)	(594)	(153,664,304)
西日本 小 計	7,793	2,009,715	582,533	1,677,782	467	141,566	685	1,132,624	748	1,439	380,789,621
合 計	20,303	5,382,150	1,386,885	4,396,240	1,026	339,501	1,676	3,217,854	1,856	3,938	992,306,056

令和4年度契約 〔自 04.10.1  
至 05.10.1〕

都道府県名	販売所数			消費者戸数			1販売所当り 消費者戸数	家庭業務用 販売トン数	1消費者 当り消費量
	全L協	全農	合計	全L協	全農	合計			
				戸	戸	戸	戸	トン	トン
北海道	1,283	107	1,390	1,375,647	54,193	1,429,840	1,029	280,000	0.196
青森	423	29	452	388,733	36,120	424,853	940	71,166	0.168
秋田	208	12	220	191,912	40,686	232,598	1,057	54,818	0.236
岩手	333	18	351	352,865	45,921	398,786	1,136	85,621	0.215
山形	343	20	363	245,555	44,647	290,202	799	72,728	0.251
宮城	491	14	505	507,524	41,165	548,689	1,087	136,732	0.249
福島	582	14	596	478,061	40,330	518,391	870	132,060	0.255
(東北)	(2,380)	(107)	(2,487)	(2,164,650)	(248,869)	(2,413,519)	(970)	(553,125)	(0.229)
栃木	560	4	564	466,197	35,897	502,094	890	125,693	0.250
茨城	822	13	835	655,933	29,340	685,273	821	175,436	0.256
千葉	636	9	645	649,107	26,382	675,489	1,047	174,708	0.259
埼玉	876	12	888	1,147,762	41,413	1,189,175	1,339	327,937	0.276
群馬	473	18	491	459,873	45,312	505,185	1,029	135,253	0.268
東京	442	13	455	406,581	23,683	430,264	946	114,848	0.267
神奈川	597	13	610	908,264	56,113	964,377	1,581	264,503	0.274
新潟	411	25	436	195,970	41,656	237,626	545	68,833	0.290
長野	407	52	459	471,385	151,492	622,877	1,357	154,880	0.249
山梨	237	11	248	253,325	24,004	277,329	1,118	65,756	0.237
静岡	582	0	582	669,031	0	669,031	1,150	205,313	0.307
(関東)	(6,043)	(170)	(6,213)	(6,283,428)	(475,292)	(6,758,720)	(1,088)	(1,813,160)	(0.268)
愛知	585	24	609	904,716	72,480	977,196	1,605	291,718	0.299
三重	377	14	391	446,151	28,878	475,029	1,215	135,530	0.285
岐阜	410	17	427	482,765	54,905	537,670	1,259	161,655	0.301
富山	248	19	267	201,814	32,424	234,238	877	67,212	0.287
石川	236	23	259	240,092	32,893	272,985	1,054	70,035	0.257
(中部)	(1,856)	(97)	(1,953)	(2,275,538)	(221,580)	(2,497,118)	(1,279)	(726,150)	(0.291)
東日本 小計	11,562	481	12,043	12,099,263	999,934	13,099,197	1,088	3,372,435	0.257

\*販売所数は、家庭業務用ガス（含簡易ガス）を取扱っている販売所の数  
（工業用、卸のみ加入の販売所を除いたもの）

{ 加入販売所総数…………… 20,303  
   工業用、卸用のみ加入販売所数… 753   (全L協675,全農78)  
   差引…………… 19,550

## 消費者戸数県別集計表

(05.3.31)

都道府県名	販売所数			消費者戸数			1販売所当り 消費者戸数	家庭業務用 販売トン数	1消費者 当り消費量
	全L協	全農	合計	全L協	全農	合計			
福井	273	20	293	156,373	24,396	180,769	617	44,718	0.247
滋賀	188	12	200	224,485	37,869	262,354	1,312	71,915	0.274
京都	221	13	234	195,509	22,743	218,252	933	56,329	0.258
奈良	269	6	275	143,087	23,102	166,189	604	43,777	0.263
和歌山	342	32	374	226,550	15,485	242,035	647	54,246	0.224
大阪	448	9	457	266,492	4,190	270,682	592	91,549	0.338
兵庫	459	9	468	447,858	29,831	477,689	1021	123,135	0.258
(近畿)	(2,200)	(101)	(2,301)	(1,660,354)	(157,616)	(1,817,970)	(790)	(485,669)	(0.267)
鳥取	105	5	110	106,991	28,848	135,839	1,235	34,123	0.251
岡山	363	15	378	415,798	43,870	459,668	1,216	114,836	0.250
島根	144	0	144	196,504	0	196,504	1,365	50,928	0.259
広島	386	15	401	520,187	41,724	561,911	1,401	141,098	0.251
山口	255	4	259	280,499	23,109	303,608	1,172	70,981	0.234
(中国)	(1,253)	(39)	(1,292)	(1,519,979)	(137,551)	(1,657,530)	(1,283)	(411,966)	(0.249)
徳島	234	12	246	188,857	20,751	209,608	852	48,919	0.233
香川	232	6	238	212,454	25,423	237,877	999	64,218	0.270
高知	211	4	215	229,654	11,422	241,076	1,121	57,108	0.237
愛媛	353	24	377	387,665	51,427	439,092	1,165	100,098	0.228
(四国)	(1,030)	(46)	(1,076)	(1,018,630)	(109,023)	(1,127,653)	(1,048)	(270,343)	(0.24)
福岡	713	22	735	1,060,208	69,520	1,129,728	1,537	275,051	0.243
佐賀	157	11	168	169,593	24,933	194,526	1,158	49,062	0.252
長崎	298	17	315	273,411	41,274	314,685	999	72,926	0.232
大分	259	13	272	330,310	22,444	352,754	1,297	83,180	0.236
熊本	397	24	421	389,991	61,665	451,656	1,073	94,314	0.209
宮崎	240	14	254	262,531	30,167	292,698	1,152	60,048	0.205
鹿児島	420	23	443	418,818	60,154	478,972	1,081	98,872	0.206
沖縄	207	23	230	436,452	158,955	595,407	2,589	108,284	0.182
(九州)	(2,691)	(147)	(2,838)	(3,341,314)	(469,112)	(3,810,426)	(1,343)	(841,737)	(0.221)
西日本 小計	7,174	333	7,507	7,540,277	873,302	8,413,579	1,121	2,009,715	0.239
合計	18,736	814	19,550	19,639,540	1,873,236	21,512,776	1,100	5,382,150	0.250



## 都道府県別世帯数と

県別	令和5年3月末			04年 3月末	03年 3月末	02年 3月末	31年 3月末
	世帯数(A)	LPガス 消費世帯数 (B)	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)
北海道	2,804,281	1,429,840	51.0	51.3	51.5	52.3	52.5
青森	594,597	424,853	71.5	72.1	72.8	73.1	74.0
秋田	425,607	232,598	54.7	55.3	56.3	59.2	60.0
岩手	533,908	398,786	74.7	76.0	76.7	78.2	78.3
山形	421,275	290,202	68.9	69.6	70.6	71.2	72.8
宮城	1,035,949	548,689	53.0	53.3	53.7	54.5	55.1
福島	796,575	518,391	65.1	66.2	67.5	70.2	71.5
栃木	860,314	502,094	58.4	59.7	62.2	63.1	64.2
茨城	1,298,834	685,273	52.8	55.2	56.1	57.3	58.6
千葉	3,023,394	675,489	22.3	23.3	23.8	24.3	25.1
埼玉	3,470,089	1,189,175	34.3	35.2	35.8	36.5	37.6
群馬	872,782	505,185	57.9	58.7	60.4	62.7	62.2
東京	7,451,051	430,264	5.8	6.2	6.2	6.4	6.6
神奈川	4,512,592	964,377	21.4	22.2	22.9	23.5	24.2
新潟	914,487	237,626	26.0	26.7	27.1	27.6	28.1
長野	891,350	622,877	69.9	70.9	71.2	73.1	73.0
山梨	371,974	277,329	74.6	75.9	77.2	78.5	79.5
静岡	1,632,671	669,031	41.0	42.3	43.7	44.4	45.3
愛知	3,421,030	977,196	28.6	29.0	28.6	29.3	29.7
三重	812,795	475,029	58.4	59.2	59.9	60.3	61.6
岐阜	846,707	537,670	63.5	65.2	65.6	68.1	69.5
富山	431,110	234,238	54.3	55.0	55.1	56.3	57.7
石川	497,350	272,985	54.9	55.5	56.3	56.9	57.5
福井	301,715	180,769	59.9	61.1	60.9	62.7	63.2

(注)

1. 世帯数は、住民基本台帳(令和5年1月1日現在)に基づきます。
2. LPガス消費世帯数は、令和5年3月末現在の事業団にて保険契約している事業者の集計表によります。  
(主として販売店が供給するガスメーター数)
3. LPガス消費世帯数は、LPガス消費者戸数と同義語であり、家庭用と業務用を合計した消費世帯数です。

## LPガス消費世帯数

県別	令和5年3月末			04年 3月末	03年 3月末	02年 3月末	31年 3月末
	世帯数(A)	LPガス 消費世帯数 (B)	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)
滋賀	610,361	262,354	43.0	43.2	44.5	44.9	45.9
京都	1,246,024	218,252	17.5	17.1	17.7	17.6	18.1
奈良	607,397	166,189	27.4	27.2	28.2	28.7	29.4
和歌山	443,470	242,035	54.6	52.5	54.9	55.4	56.7
大阪	4,462,498	270,682	6.1	6.0	6.3	6.5	6.7
兵庫	2,601,174	477,689	18.4	18.3	18.7	18.8	19.2
鳥取	240,643	135,839	56.4	57.3	58.3	59.6	61.0
岡山	866,346	459,668	53.1	53.7	53.9	54.9	56.0
島根	293,719	196,504	66.9	67.5	68.0	68.8	70.4
広島	1,334,658	561,911	42.1	42.8	45.7	46.2	46.6
山口	659,439	303,608	46.0	46.9	47.8	48.1	49.3
徳島	338,467	209,608	61.9	62.9	63.4	63.2	65.0
香川	447,775	237,877	53.1	53.6	54.0	54.7	55.8
高知	350,142	241,076	68.9	70.5	71.2	71.5	72.8
愛媛	656,678	439,092	66.9	67.4	68.1	68.7	70.0
福岡	2,519,442	1,129,728	44.8	45.7	45.9	46.0	46.8
佐賀	343,375	194,526	56.7	57.2	58.7	59.2	59.8
長崎	632,920	314,685	49.7	50.1	50.9	50.7	52.0
大分	546,685	352,754	64.5	65.6	66.2	66.4	66.8
熊本	803,966	451,656	56.2	57.3	57.3	57.8	59.2
宮崎	532,172	292,698	55.0	55.7	56.6	57.0	57.8
鹿児島	812,740	478,972	58.9	59.7	61.4	61.7	63.4
沖縄	693,790	595,407	85.8	86.4	85.8	85.8	86.5
合計	60,266,318	21,512,776	35.7	36.4	36.9	37.6	38.3



## お詫び

事業団広報第223号（令和5年1月15日発行）99ページ「第1表 令和3年度LPガス消費者戸数別事業者分布表」の一部数値において誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、正しい数値についてお知らせいたします。

関係者の方々には、ご迷惑をおかけいたしました。

### ○ 「令和3年度契約」の「消費者戸数」欄のうち

	(誤)	(正)
消費者戸数 10,000以上欄	10,106,790	<b>10,120,567</b>
消費者戸数 500以上 小計欄	19,453,363	<b>19,467,140</b>
消費者戸数 合計欄	21,739,397	<b>21,753,174</b>



## 編集後記

L Pガス事業団広報No.225をお届けします。

- ◇ 令和5年度ブロック会議は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したこともあり、1か所のWEB開催を除き集合形式で開催することができました。新型コロナ感染者については、5類移行に合わせ全数把握から定点把握となり、感染拡大の状況もわかりづらくなった感がありますが、引き続き油断せずお過ごしいただきますようお願いいたします。
- ◇ 7月には、秋田県、北九州地区を中心に、豪雨による洪水、土砂崩れ等が多発しました。8月は、近畿地方を中心に台風に見舞われ、鉄道網にも大きな影響が及び、お盆の帰省時期とも重なり、各地で混乱を引き起こしました。また、線状降水帯による大雨は、各地で散見されています。一方で、北から南まで猛暑という言葉を通り越した暑さの日々が続きました。今までの経験則では想定しづらい事象が起こり得るとの認識の下、一人一人が「いのちを守る行動」を考えておく大切さを、改めて実感しています。このような中で、ライフラインを守る重要な役割を担っているL Pガス事業者にとっては、お客さまとの対応、保安対策等において、ご苦勞の多い状況が続いていることと思います。L Pガス事業者及び関係者の皆さまのご尽力に心より感謝申し上げます。
- ◇ 25回目の連載となる「L Pガス保安優良事業者を訪ねて」では、熊谷燃料住設株式会社（宮城県登米市）と有限会社西本屋（広島県広島市）を訪問し、両者のL Pガス保安に対するお考えや具体的な取り組みなどについて詳しくお聞かせいただきました。お忙しいところ、貴重な時間を割き取材にご協力くださいました、熊谷燃料住設株式会社の熊谷敏明代表取締役、有限会社西本屋の西本洋介代表取締役に、あらためて御礼を申し上げますとともに、両社の益々のご発展をお祈り申し上げます。
- ◇ なお、当誌は、前号（令和5年5月発行）から主に電子媒体（PDFファイル）で発行しております。何かと行き届かない点がありご迷惑をおかけしておりますが、今後も改善を重ねてまいりたいと思っておりますので、引き続きご高覧いただきますようよろしくお願いいたします

（典）

# LPガス事業団が実施している 第三者被害救済事業について

本事業は、原則として液化石油ガス法に規定する一般消費者等の消費先において、LPガスを使用する者の故意又は過失によりLPガスの漏えいに起因して火災や爆発を生じ、あるいはLPガスの不完全燃焼等が発生し、それらの事故によって第三者が人身被害を蒙った場合において、その第三者を対象として、「全国LPガス保安共済事業団」として見舞金を給付し救済する制度です。

救済見舞金の額は次の基準によります。

1 死亡見舞金 1人定額 50万円

## 2 傷害見舞金

(1) 全治1ヶ月以上（重傷） 1人定額 30万円

(2) 全治1ヶ月未満（軽傷） 1人定額 3万円

（医師の治療を必要としない程度の軽微な傷患者は除く。）

## 3 後遺障害見舞金

後遺障害者に対しては、障害の度合いに応じて、5万円から20万円までの額を別途審査委員会の承認を得た上で傷害救済見舞金に加算（合算限度額35万円～50万円）して給付することができます。

詳細は、事業団（担当：調査部長）へお問い合わせください。

LPガス事業団広報 No.225

令和5年9月15日発行

発行所 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団

〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー

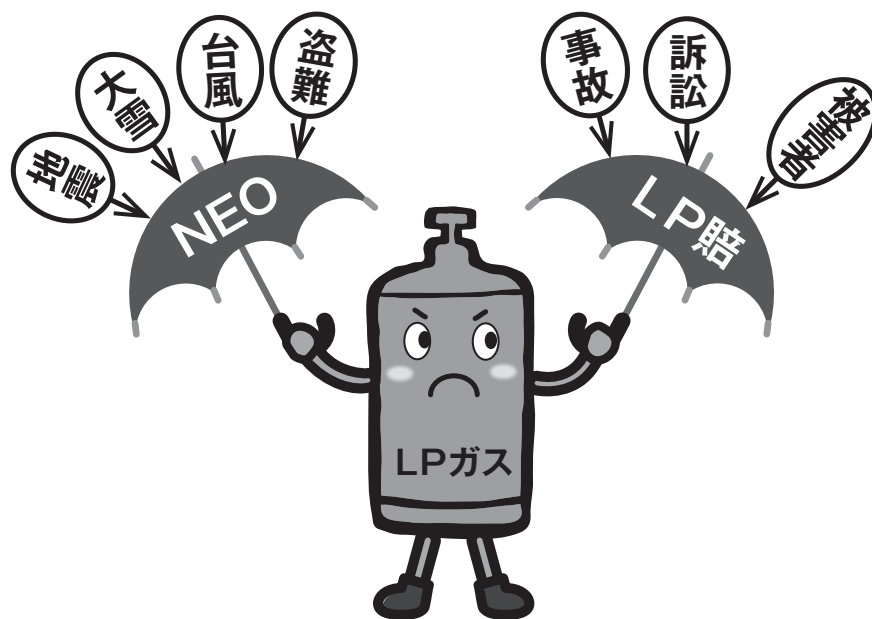
電話 (03) 6435-9931 FAX (03) 6452-9533

印刷 新津印刷株式会社

〒169-0071 東京都新宿区戸塚町1-104-8

電話 (03) 3202-4191

# LPガス事業者の皆様を 様々なリスクから保険でサポートします



## LPガス事業者賠償責任保険

LPガス業務の事業者リスクに対応する制度保険



3特約加入でさらに安心

**個人情報漏えい特約**

**NEW**

**サイバーオプション**

情報漏えいリスクに対応

+

オプション追加加入でサイバー攻撃  
対応に必要な高額な費用などを追  
加補償

**総合賠償特約**

LPガス業務以外のリスクに対応

**労働災害総合特約**

従業員・経営者を守る

## LPガス供給設備機器総合保険(LPライフNEO)

自然災害から事業者の資産を守り  
LPガスの安定的供給維持を支援する新制度

幹事保険会社

(東日本地区担当幹事)  
損害保険ジャパン株式会社

(西日本地区担当幹事)  
東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団